

三重県犯罪被害者等支援推進計画



犯罪被害者等支援
シンボルマーク
「ギョットちゃん」

令和元（2019）年12月

三 重 県



～ひとりじゃないと思える三重をめざして～

犯罪等に遭うことなく、安全で安心して暮らすことは、県民すべての願いです。

県内の刑法犯認知件数は、平成 14（2002）年をピークに年々減少を続けていますが、殺人等の凶悪犯罪や悲惨な交通死亡事故は、未だなくならず、また、高齢者が主な被害者となる特殊詐欺、子どもや女性に対する児童虐待やDV（配偶者や恋人からの暴力）などは、社会的に非常に大きな問題となっており、県民の不安は払拭されていません。



県が平成 30（2018）年に県内の犯罪被害者等を対象に実施した実態調査では、犯罪被害者等は、犯罪等そのものによる直接的な被害だけではなく、その後も心身の不調や経済的負担の増加、さらには周囲の理解不足による言動等からの二次被害にも苦しめられていることがわかりました。

不幸にも犯罪等に巻き込まれた方やそのご家族、ご遺族が受けた被害を一日でも早く回復・軽減し、生活を再建していただくためには、さまざまな主体が連携し、心身の状況の変化に応じた支援を行うとともに、県民一人ひとりが犯罪被害者等の置かれている状況等についての理解を深め、支援の輪を広げていくことが必要です。

県では、犯罪被害者等の立場に立った適切かつきめ細かな支援を途切れることなく提供し、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進するため、平成 31（2019）年 3 月「三重県犯罪被害者等支援条例」を制定しました。

しかし、本条例の制定は、犯罪被害者等支援においてのゴールではなく、ここからがスタートなのです。

本計画では、条例に基づき、犯罪被害者等の心情に寄り添った途切れることのない支援が提供されるよう、多岐にわたる犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進し、社会全体で犯罪被害者等を支える「ひとりじゃないと思える三重」の実現をめざしています。

結びに、本計画の策定に当たり、ご指導とご支援を賜りました「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」の構成員の方々や関係機関・団体、本計画に対して貴重なご意見をお寄せいただきました方々に厚くお礼申し上げます。

令和元年 1 2 月

三重県知事

鈴木 英敬

目 次

I 計画の策定について

1 策定の経緯・趣旨	1
（１）はじめに	1
（２）国の動き	1
（３）本県の動き	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
○三重県警察における犯罪被害者等支援の取組	3

II 犯罪被害者等の現状等について

1 県内における犯罪の現状	4
（１）犯罪の発生状況	4
○津地方検察庁における犯罪被害者等支援の取組	4
（２）重要犯罪の発生状況	5
（３）交通事故の発生状況	5
2 犯罪被害者等の置かれている状況	6
（１）直接的被害	6
（２）心身の不調	6
（３）生活上の問題	6
（４）周囲の人の言動等による精神的苦痛等の二次被害の問題	6
3 三重県における犯罪被害者等の実態等に関する調査結果	7
（１）犯罪被害者等実態調査の概要	7
○三重弁護士会における犯罪被害者等支援の取組	7
（２）DV被害者の相談経験について	10
○日本司法支援センター（法テラス）における犯罪被害者等支援の取組	11

III 犯罪被害者等支援に関する基本方針について

IV 犯罪被害者等支援に関する具体的施策について

1 特に注力して取り組む必要のある施策	13
2 具体的施策の体系	14
3 具体的施策	16
（１）犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活 再建に対する支援	16

A	相談及び情報の提供（条例第 15、18 条）	16
B	被害の早期回復・軽減のための支援（条例第 16、17 条）	19
○	「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の取組	21
C	生活再建に対する支援（条例第 19～21 条）	22
○	公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの取組	24
(2)	犯罪被害者等を支える社会の形成の促進	25
A	総合的な支援体制の整備（条例第 8、第 10～13 条）	25
B	犯罪被害者等への理解の促進（条例第 22、23 条）	29
4	進捗管理	31
(1)	進捗管理	31
(2)	数値目標	31

V 資料

1	三重県犯罪被害者等支援推進計画用語集	32
2	三重県犯罪被害者等支援条例	36
3	犯罪被害者等基本法	41
4	「三重県犯罪被害者等支援条例」制定に当たっての犯罪被害者等実態調査結果	47
5	三重県犯罪被害者等見舞金給付要領	61
6	三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会名簿	67
7	犯罪被害者等支援に関する相談窓口・総合的対応窓口一覧	68

I 計画の策定について

1 策定の経緯・趣旨

(1) はじめに

安全に安心して暮らすことは、県民すべての願いです。しかし、犯罪等抑止の努力が重ねられてきているにも関わらず、不幸にして犯罪等に巻き込まれる方は、跡を絶ちません。

犯罪等により被害を受けた方及びそのご家族又はご遺族（以下「犯罪被害者等」という。）は、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害に加え、周囲の偏見や心無い言動等による心身の不調、経済的な損失等、いわゆる「二次被害」や、加害者からの更なる被害（以下「再被害」という。）や再被害を受けるかもしれない恐怖、不安等に苦しめられます。

犯罪被害者等が受けた被害を早期に回復、又は軽減し、生活を再建していくためには、さまざまな関係機関が連携し、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援を途切れることなく提供するとともに、県民や事業者等の周囲の方々が、犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性について理解を深め、犯罪被害者等を支える社会を形成していくことが必要です。また、犯罪被害者等が県内のどこにいても必要な支援を受けることができ、犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されることが重要であると考えます。

(2) 国の動き

平成 16（2004）年に犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的に、「犯罪被害者等基本法」（平成 16 年法律第 161 号。以下「基本法」という。）が制定されました。基本法では、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、国、地方公共団体及び国民の責務が明記されました。

さらに平成 17（2005）年には、犯罪被害者等の権利利益の保護がより一層図られる社会をめざして、「犯罪被害者等基本計画」が策定され、犯罪被害者等支援の拡充が図られてきました。現在、「第 3 次犯罪被害者等基本計画」（平成 28（2016）年度から令和 2（2020）年度まで）が示されています。

(3) 本県の動き

県では、平成 9（1997）年に人権が尊重される、明るく住みよい社会の実現をめざし、「人権が尊重される三重をつくる条例」（平成 9（1997）年三重県条例第 51 号）を制定しました。この条例に基づき、人権施策の基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めることとしており、平成 18（2006）年 3 月、第一次改定時に人権施策基本方針の人権課題のための施策の一つと

して「犯罪被害者等」が加えられ、犯罪被害者等の人権擁護に関する啓発や権利保護の推進に向け、取り組んできました。

一方で、平成 18（2006）年 9 月には、基本法の趣旨に則り、「三重県犯罪被害者等支援施策連絡会議」（現：「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」）を設置し、庁内関係部局との連携を図ってきました。

さらに、「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」の開催をとおして、市町との情報共有を図り、協力して県内の犯罪被害者等支援の促進に努めてきました。

また、平成 27（2015）年には、被害が潜在化しがちな性犯罪・性暴力被害に遭った方からの相談や付添い支援等を行うため、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を設立したほか、平成 29（2017）年には、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」（平成 16（2004）年三重県条例第 2 号）に基づく「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」において、「犯罪被害者等支援策を充実させる」を重点テーマに設定し、取組を進めてきました。

しかし、平成 30（2018）年に県が犯罪被害者等を対象に実施した調査では、犯罪被害者等が、支援に関する適切な情報提供を受けられていない、さまざまな二次被害に苦しんでいるといった状況が明らかとなり、犯罪被害者等を取り巻く社会的な環境は、依然厳しいことがわかりました。

そのため、県では、平成 31（2019）年 3 月、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的に、「三重県犯罪被害者等支援条例」（平成 31（2019）年三重県条例第 3 号。以下「条例」という。）を制定しました。

本計画は、本県における犯罪被害者等支援に関する基本方針及び具体的施策等について定めるものです。

本計画の策定に当たり、「犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり条例」及びそれに基づく「安全で安心な三重のまちづくりアクションプログラム」は犯罪を未然に防止する施策、「三重県犯罪被害者等支援条例」及びそれに基づく本計画は、不幸にも犯罪による被害が発生した後の施策として、両者を車の両輪のような関係で安全で安心なまちづくりを進めていきます。

2 計画の性格

本計画は、条例第 9 条に基づき、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的かつ計画的に推進するため策定するものです。

本計画は、県の総合計画「みえ県民力ビジョン・第三次行動計画」がめざす「幸福実感日本一」の実現に向けた一つの施策となる「犯罪に強いまちづくり」の中

の「犯罪被害者等支援の充実」を進めるための個別計画として位置づけられています。

また、国が策定した「持続可能な開発目標（SDGs）実施指針」においては、地方自治体の各種計画や戦略、方針の策定や改定に当たってはSDGsの要素を最大限反映することが奨励されています。本計画もSDGsの理念『誰一人取り残さない』持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現』を共有するもので、特に「3. すべての人に健康と福祉を」、「5. ジェンダー平等を実現しよう」、「10. 人や国の不平等をなくそう」、「16. 平和と公正をすべての人に」これらの目標の達成に関連しています。

SDGsの17の目標（GOALS）のうち、本計画と関連の強いもの

SUSTAINABLE
DEVELOPMENT
GOALS

2030年に向けて
世界が合意した
「持続可能な開発目標」です

3 すべての人に
健康と福祉を



5 ジェンダー平等を
実現しよう



10 人や国の不平等
をなくそう



16 平和と公正を
すべての人に



3 計画の期間

計画の期間は、令和2（2020）年度から令和5（2023）年度までとします。

計画の期間内であっても、犯罪被害者等のニーズや取り巻く環境等の変化、施策の進捗状況を踏まえて、必要に応じて計画の見直しを行います。

○三重県警察における犯罪被害者等支援の取組

警察は、被害の届出、被疑者の検挙、被害の回復・軽減、再発防止等を通じ犯罪被害者等と最も密接に関わり、犯罪被害者等を保護する役割を担う機関です。

県警察では、各警察署等の被害者支援要員による付添い等支援や臨床心理士資格を持つ職員によるカウンセリング、犯罪被害給付制度の運用、医療費等の一部の公費支出等、犯罪被害者等の視点に立った各種施策の推進に努めています。

また、「犯罪被害者支援を考える集い」の開催等により、県民の皆さんに犯罪被害者等支援について理解を深めていただき、犯罪被害者等を支える社会を形成するための活動を行っています。

今後も犯罪の抑止・検挙のみならず、犯罪等により被害に遭われた方に寄り添った支援を推進し、「安全で安心な三重」の実現をめざします。

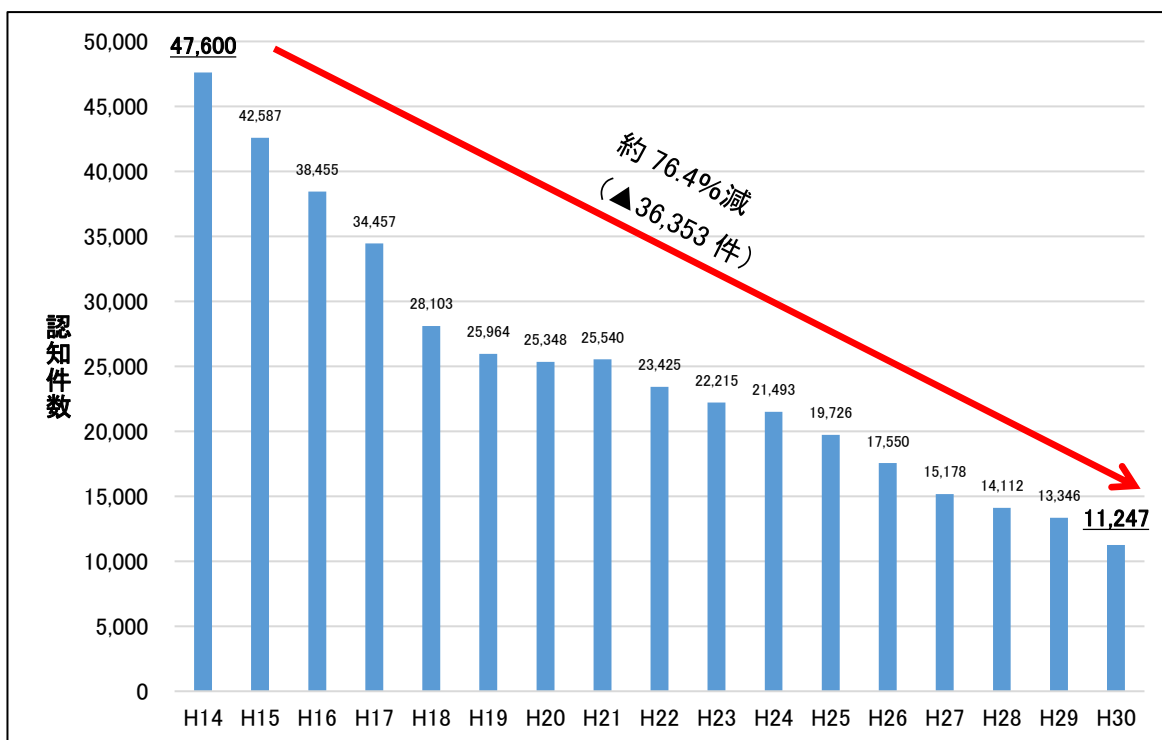


Ⅱ 犯罪被害者等の現状等について

1 県内における犯罪の現状

(1) 犯罪の発生状況

県内の刑法犯認知件数は、平成 14 (2002) 年の 47,600 件をピークに年々減少しており、平成 30 (2018) 年中は、11,247 件 (前年比 2,099 件減) と、平成 14 年に比べ、約 76.4%減少しています。



資料: 三重県警察調べ

○津地方検察庁における犯罪被害者等支援の取組

検察庁は、刑事事件を捜査して、裁判所に起訴し、その犯人を処罰することを通じ、社会正義を実現して市民生活や社会経済の基礎である法秩序を守ることを役割としています。

捜査や裁判を行うためには、犯罪被害者等の方々の協力が必要であり、その協力によって、事件の真相が明らかになり、犯人に対し、犯した罪の重さにふさわしい刑罰を科すことが可能になります。犯罪によってさまざまな困難に直面した犯罪被害者等に対しては、適切なサポートが必要です。

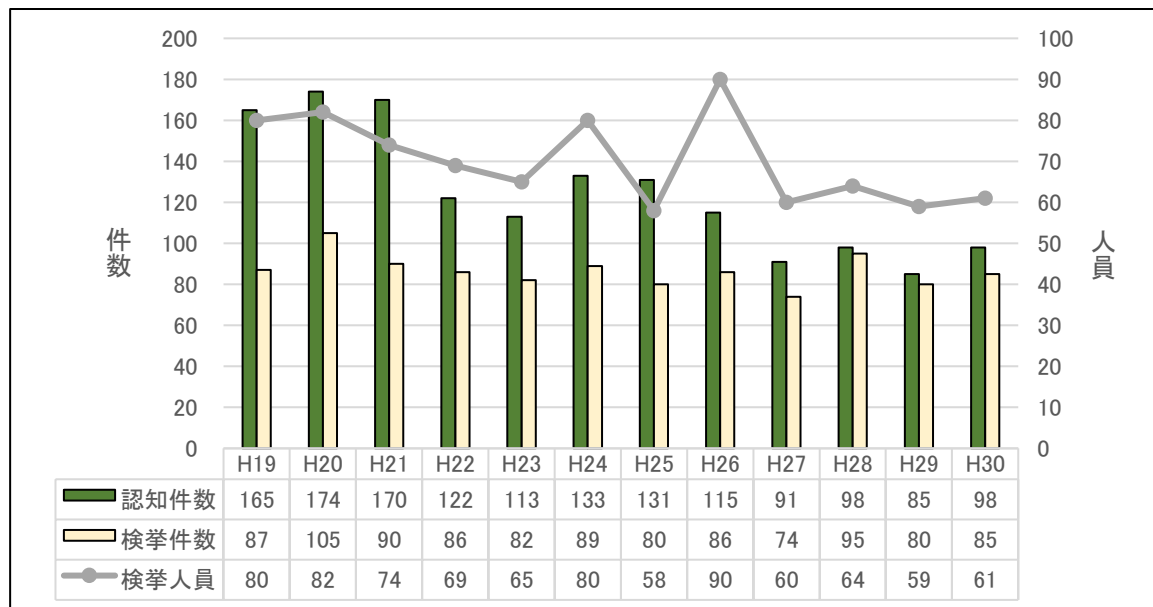
検察庁では、被害者ホットラインを設置し、犯罪被害者等からの問合せに応じるとともに、被害者支援員を配置し、相談、法廷への付添い、事件記録の閲覧、証拠品の返還等の各種手続きの手助けを行うほか、被害者等通知制度により事件の処分結果等を提供するなど犯罪被害者等の保護と支援に努めています。



出典: 法務省ウェブサイト

(2) 重要犯罪の発生状況

県民の治安に対する信頼感に大きく関わりのある重要犯罪（殺人、強盗、放火、強制性交等の凶悪犯に略取誘拐・人身売買、強制わいせつを加えたものをいう。）の認知件数は、平成 19（2007）年以降、減少と増加を繰り返しながら、長期的には減少傾向を続けていましたが、平成 30（2018）年は前年に比べ、約 15.3%増加しています。

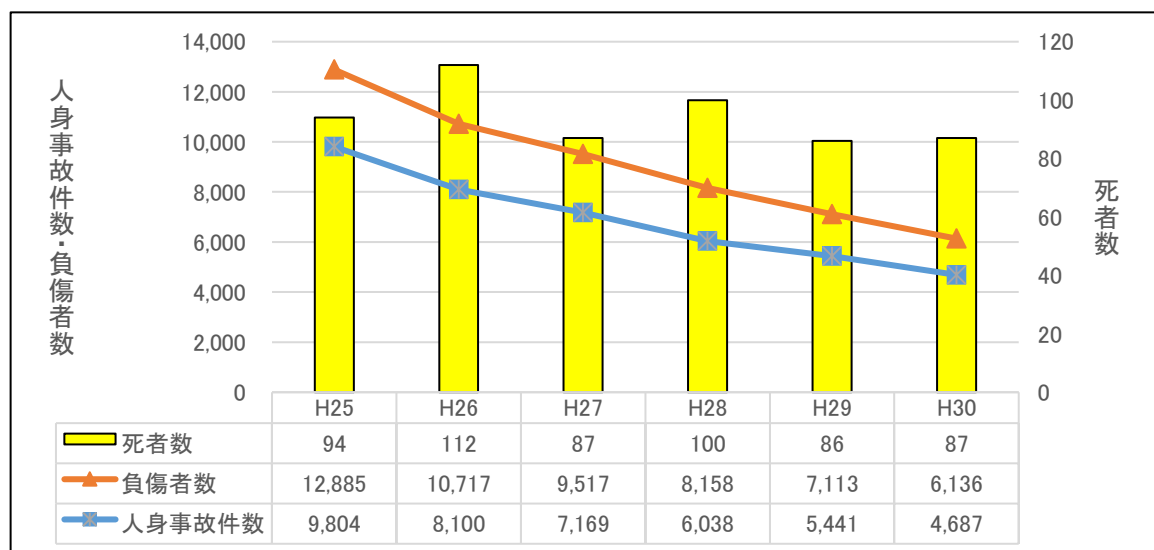


資料：三重県警察調べ

(3) 交通事故の発生状況

平成 30（2018）年中の県内の交通人身事故の発生件数は、4,687 件と前年に比べ 754 件減少しています。

しかし、交通事故死者数は 87 人で、過去最少を記録した平成 29（2017）年から 1 人増加しています。



資料：三重県警察調べ

2 犯罪被害者等の置かれている状況

(1) 直接的被害

犯罪被害者等は、平穏な日常生活を送る中、思いがけず犯罪被害に遭ったことで、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負わされる、財産を奪われるといった直接的な被害を受けます。

さらに、加害者から再被害を受け、一層重大な被害となる場合もあります。

(2) 心身の不調

犯罪被害者等は、事件により大きな精神的ショックを受けることで不眠や食欲不振、集中力の低下等、心身にさまざまな不調が現れます。

また、加害者から再被害を受けるかもしれないという恐怖や不安に苦しめられる場合もあります。

これらにより、一時的に家事や育児、仕事といった事件前には当たり前に行っていたことが、できなくなることがあります。

場合によっては、一時的な精神反応にとどまらず、PTSD（心的外傷後ストレス障害）等の持続的な症状が現れることもあります。

(3) 生活上の問題

けがの治療や精神的ケアのための医療費、裁判等のための弁護士費用、家事や育児が手につかなくなったことによる外食、託児サービスの利用増加等あらゆる面で支出が増加します。

加えて、仕事上においては、治療や捜査・裁判等のための欠勤が増加し、その結果、休職・退職を余儀なくされることもあります。

このように支出が増加する一方で、収入が減少・途絶し、経済的に困窮することが少なくありません。

また、自宅が事件現場になった場合や再被害から逃れるために転居を必要とする場合もあるほか、被害直後の、平穏な日常生活を失い、心身ともに消耗している状態の中で、行政手続きや司法手続きを行わなければならないという大きな負担も抱えています。

(4) 周囲の人の言動等による精神的苦痛等の二次被害の問題

人から危害を加えられ、人間社会に対する信頼が揺らぐ中、周囲からの好奇の目、偏見や誤解による心無い言動や中傷、興味本位の質問、インターネット上のいわれなき書き込み、報道機関等による過剰な取材等が大きな精神的苦痛となっています。周囲に不信感を募らせ、社会から孤立することも多く、こうした被害後における精神的被害も極めて深刻です。

3 三重県における犯罪被害者等の実態等に関する調査結果

(1) 犯罪被害者等実態調査の概要

県では、条例を検討するに当たり、犯罪被害者等が置かれている状況や必要な支援を把握するため、平成 30（2018）年 6 月 29 日から 8 月 31 日までの間、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに実際に相談をしている犯罪被害者等を対象にアンケート調査を実施しました。

回答者数 24 名（対象者数 35 名）

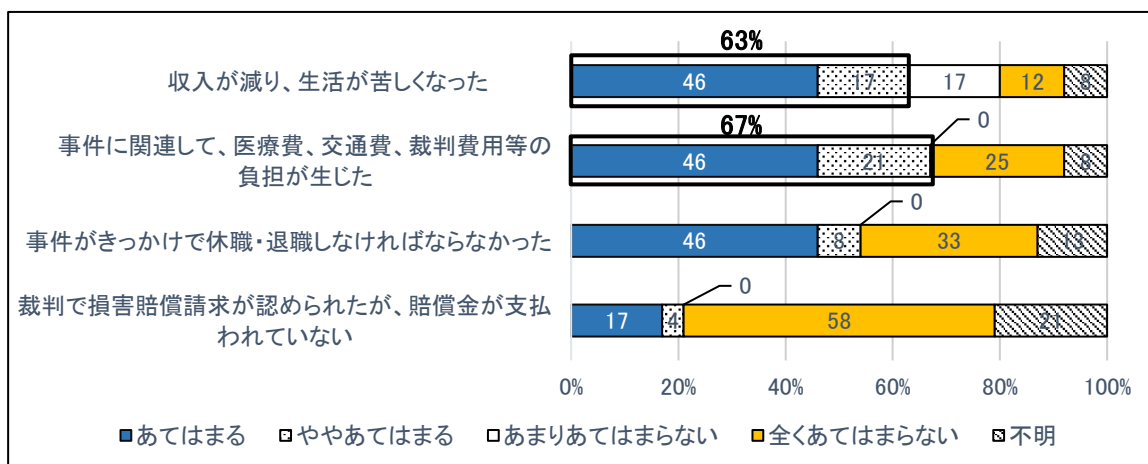
内訳：犯罪被害者本人 10 名

犯罪被害者の親族 14 名（配偶者 3 名、親 8 名、子 2 名、きょうだい 1 名）

① 被害後の問題

i 経済面について

「収入が減り、生活が苦しくなった」、「事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用等の負担が生じた」かどうかの質問に「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した方の合計は、それぞれ 63%、67%でした。



○三重弁護士会における犯罪被害者等支援の取組

弁護士は、基本的人権の擁護と社会正義の実現を使命としています。

被害者支援は、公益活動の一環として非常に重要な活動と捉えています。

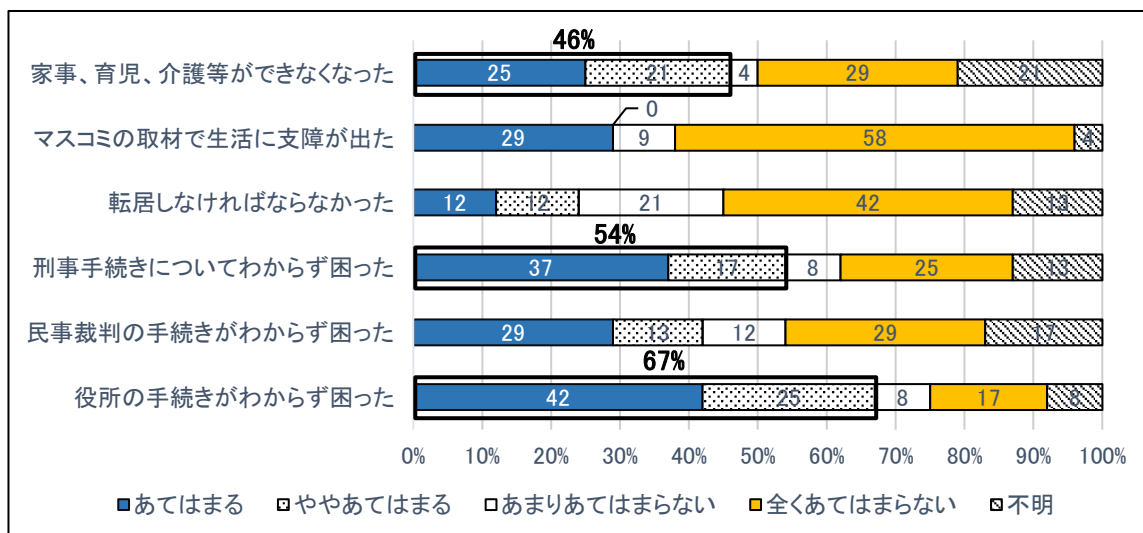
そこで、三重弁護士会では、犯罪被害者支援センターを設置し、犯罪被害者等に対する被害回復のための法律相談、損害賠償請求等の示談交渉、裁判における代理人活動、刑事裁判における被害者参加弁護士、犯罪被害者保護活動（マスコミ対応）、加害者からの権利侵害の予防等の対応に当たっています。

同センターでは相談者の心情に寄り添った活動を行うとともに適切な情報提供ができるよう、関係機関と連携しながら、会内でも研修等を実施しております。



ii 生活面について

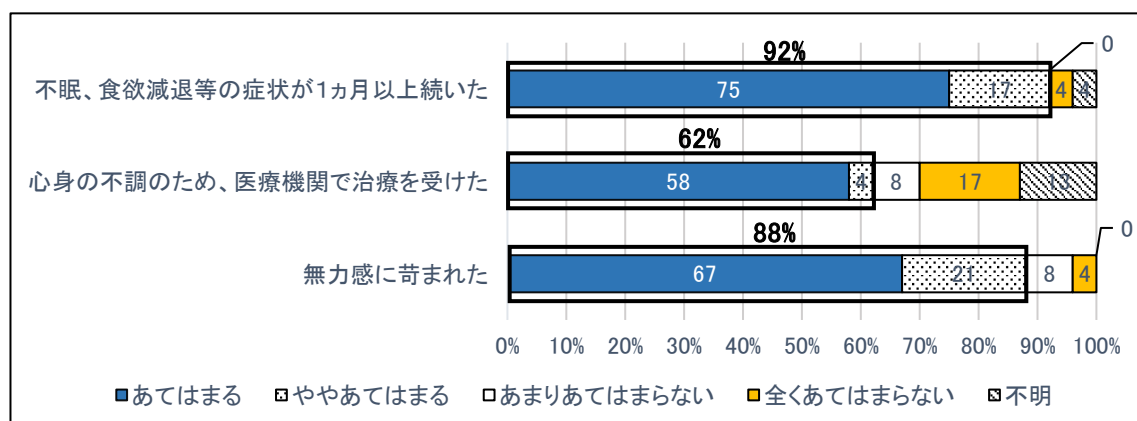
「家事、育児、介護等ができなくなった」、「刑事手続きについてわからず困った」、「役所の手続きがわからず困った」かどうかの質問に「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した方の合計は、それぞれ 46%、54%、67%でした。



iii 心身の不調について

「不眠、食欲減退等の症状が1か月以上続いた」、「心身の不調のため、医療機関で治療を受けた」、「無力感に苛まれた」かどうかの質問に「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した方の合計は、それぞれ 92%、62%、88%でした。

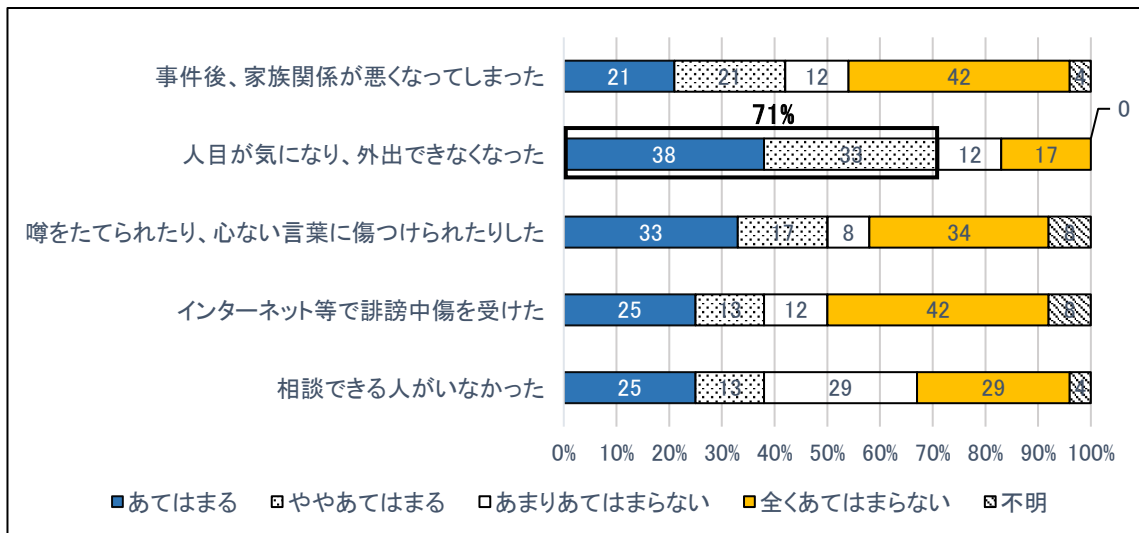
また、この項目は、すべての質問に「あてはまる」と回答された割合が他の質問項目に比べて高いという特徴がありました。



iv 人間関係について

「人目が気になり、外出できなくなった」かどうかの質問に「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した方の合計は、71%でした。

また、自由記載では、「職場での嫌がらせや噂、悪口がひどかった」、「近所の方に心無い言葉をかけられた」といった二次被害についての回答がみられました。



② 必要な支援

事件後に必要な支援については、「支援サービスに関する情報提供」が最も高く、続いて「専門家による精神的ケア」のニーズが高くなっていました。

必要な支援において、回答割合の高い上位 12 項目

区分	当県調査 (%)	割合順位
支援サービスに関する情報提供	88	1位
専門家による精神的ケア	83	2位
支援団体の紹介・連携	75	3位
弁護士の紹介・連携	75	3位
身近な人からの精神的な支え	75	3位
相談窓口等に関する情報提供	71	6位
病院へ行くときの付添い	67	7位
行政手続きの補助	67	7位
警察へ行くときの付添い	63	9位
検察庁へ行くときの付添い	63	9位
見舞金の給付	63	9位
加害者に関する情報提供	63	9位

③ その他、支援等に関してのご意見

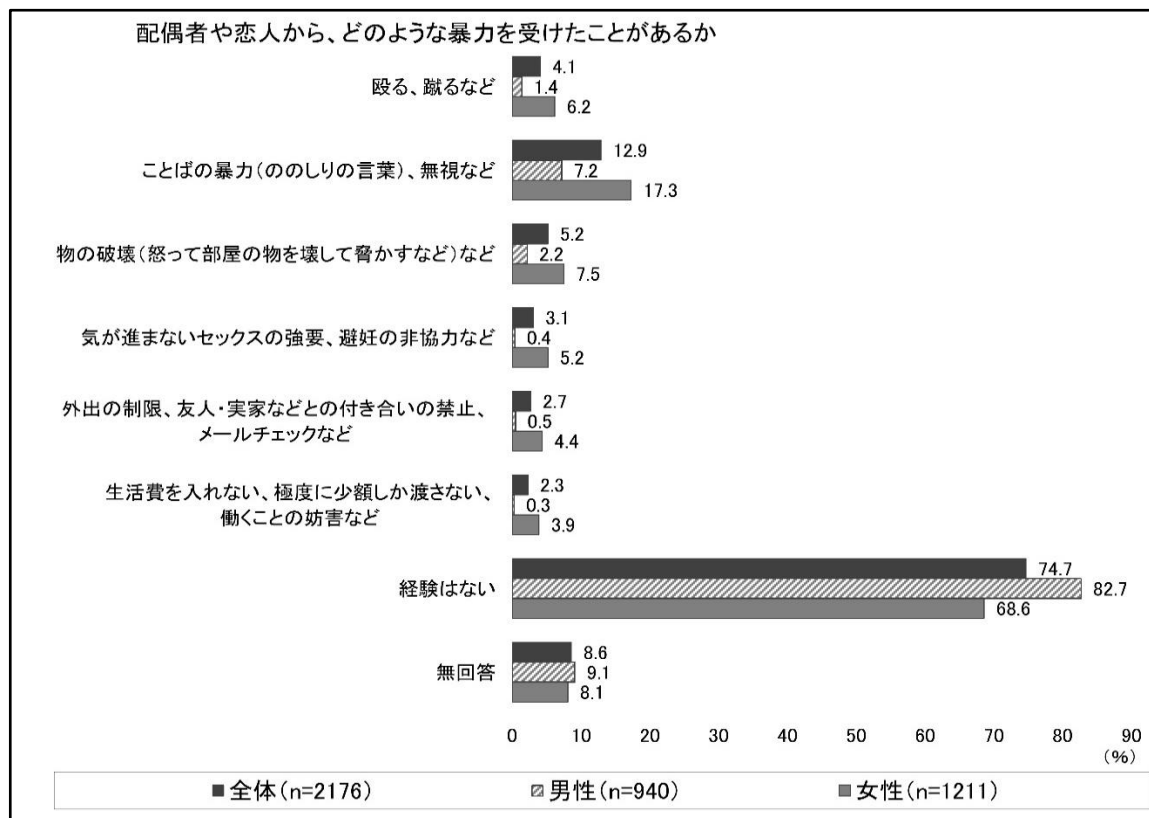
その他、支援に関する意見を自由記載で求めたところ、

- ・ 何かの支援を受けるにも、すべて書類を揃えることが必要で、とても大変だった。
- ・ 慣れないところに行く必要があり、本当に不安だった。
- ・ もう少し早く、自立支援の制度を知っていれば、窓口での負担も経済的負担も軽減できた。
- ・ 今後も継続した支援をお願いしたい。

といった意見がありました。

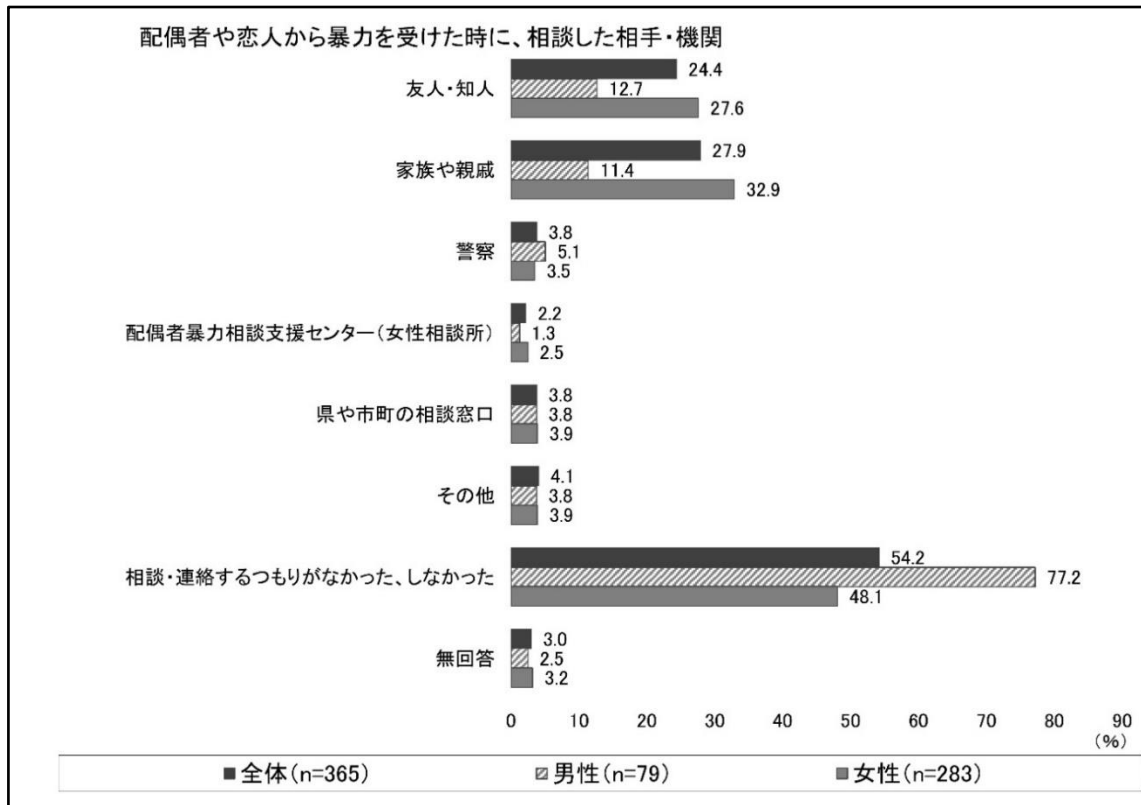
(2) DV被害者の相談経験について

県が、平成 27 (2015) 年度に県内に在住する満 20 歳以上の男女（対象者 5,000 人、有効回収数 2,176 人）を対象に実施した女性の活躍や男女共同参画に関する意識調査によると、DV（配偶者や恋人からの暴力）を受けた経験については、「経験はない」と回答した方の割合が約 74.7%と最も高く、次いで「ことばの暴力（ののしり言葉）、無視など」と回答した方の割合が約 12.9%でした。



出典 平成 27 年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査

実際にDVを受けたときに相談・連絡した相手については、「相談・連絡するつもりがなかった、しなかった」と回答した方の割合が約54.2%と最も高く、特に男性は、その割合が約77.2%と高くなっていました。



出典 平成27年度男女共同参画に関する県民意識と生活基礎調査

○日本司法支援センター（法テラス）における犯罪被害者等支援の取組

法テラスは、民事・刑事を問わず、あまねく全国において、法による紛争の解決に必要な情報やサービスの提供が受けられる社会を実現するために、政府全額出資によって設置された法人です。

法テラスでは、犯罪被害者支援ダイヤル及び全国の地方事務所において、殺人、傷害、性犯罪、配偶者からの暴力（DV）等の犯罪被害に遭われた方々やそのご家族の方等からの問合せを受け付け、個々の状況に応じた相談窓口の案内、利用できる法制度等の支援情報を提供しています。

また、事案により法律の専門家の力が必要な場合は、犯罪被害者等支援の経験や理解のある弁護士を紹介しているほか、一定の要件に該当される方には弁護士費用等の援助制度の利用を案内するなど、犯罪被害者等を多角的にサポートしています。



Ⅲ 犯罪被害者等支援に関する基本方針について

条例第3条の基本理念に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、次の3つの基本方針を掲げます。

1 犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること

どのような状況に置かれたとしても個人としての尊厳は、当然重んじられなければなりません。

それにも関わらず、犯罪被害者等は、しばしば被害の責任が犯罪被害者自身にあるかのように見なされたり、被害の実態を理解されなかったりして、社会から孤立することも少なくありません。

犯罪被害者等支援は、尊厳を重んじられるべき個人として、当然に保障される基本的人権の保護を図るためのものであり、支援者は、そのことを念頭に犯罪被害者等の立場に立ち、支援を実施していく必要があります。

また同時に、県民も犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに犯罪被害者等支援施策に協力するなど、支援の輪を広げていく必要があります。

2 犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること

犯罪等の被害には、身体的被害、精神的被害、財産的被害といった被害の内容や犯罪行為との関連性の強さ等、被害の状況に差異があります。

また、犯罪被害者等の年齢、性別、家族の有無、家庭の状況、経済的状況、就労・住居の状況、再被害及び二次被害を受けるおそれの有無等、犯罪被害者等が置かれている状況にも差異があります。

犯罪被害者等支援は、これら犯罪被害者等の具体的状況の差異に応じて、必要かつ有効な施策を適切に実施していく必要があります。

3 犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

犯罪被害者等が、平穏な生活を再建するまでには、長い時間を要します。

時間の経過や環境の変化、支援の効果等により、犯罪被害者等が、直面する問題は変化し、それに伴い必要とされる支援も変化します。

犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の必要とする支援を途切れることなく受けられるよう施策を実施していく必要があります。

Ⅳ 犯罪被害者等支援に関する具体的施策について

1 特に注力して取り組む必要のある施策

条例に基づき、犯罪被害者等支援施策を進めていくうえで、本計画策定前の時点で以下のような課題があり、それに対して、注力して取り組む必要のある施策をまとめました。

本県における犯罪被害者等支援にかかる主な課題	特に注力して取り組む必要のある施策
犯罪被害者等支援にかかる体制について - 必要な支援に適切につなげるため、関係機関間の顔の見える関係の構築が必要です。 - 市町における犯罪被害者等の心身の状況に配慮したワンストップ支援窓口の設置が必要です。	県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進 - 関係機関相互の連携促進による支援の充実 市町の総合的対応窓口設置に関する支援 - 市町のワンストップ支援窓口設置等にかかる助言等
「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」について - 相談件数は、年々増加しているが、被害の特性上、誰にも相談できずにいる被害者が、まだ多く存在すると推測されます。 - 男性被害者への対応等、多様化する相談への対応が求められます。	「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営 - 性犯罪・性暴力被害に遭いやすい世代等に向けての広報啓発 - 男性被害者への対応等、多様化する相談に対応できるよう、医療機関との連携の充実
三重県犯罪被害者等見舞金について さまざまな犯罪被害者等がいることから、個々の事情に応じた対応が求められます。	三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付 さまざまなケースに対応できるような事務手続きの整理
一時的な居住先の確保について 転居が必要となった場合に、速やかに居住先を確保することが必要ですが、県営住宅は、入居までに一定の時間を要します。	安全確保等のための一時的な居住先の確保 幅広い選択肢として、民間賃貸住宅の活用が可能となるような仕組みの検討
雇用の安定と職場における二次被害の防止 犯罪被害者等の生活の安定を図るため、休職・退職を防止する必要があります。	事業者の犯罪被害者等への理解の促進 被雇用者が犯罪被害に遭った場合の配慮や二次被害防止にかかる事業者の理解促進
犯罪被害者等に対する県民の理解促進 犯罪被害者等の置かれている状況や犯罪被害者等に対する支援の必要性について、広く県民の理解を促進する必要があります。	「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施 イベントや街頭啓発、さまざまな広報媒体を活用した県民の理解促進

2 具体的施策の体系

具体的施策の体系は、条例第1条の目的に基づき、「犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援」、「犯罪被害者等を支える社会の形成の促進」の2つを「施策の柱」とし、それぞれの「施策の柱」を条例に沿って複数の「基本施策」に細分化しました。

「基本施策」の下に「施策」を整理し、4年間の計画期間において、特に注力して取り組む必要のある施策を「重点施策」に位置づけて実施します。

施策体系図

基本方針

1	犯罪被害者等の基本的人権を重んじ、犯罪被害者等の立場に立った適切な支援が提供されること
2	犯罪被害者等の個々の事情・置かれている状況等に応じた犯罪被害者等に寄り添った支援が提供されること
3	犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されること

施策の柱

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

基本施策

A 相談及び情報の提供

施策

①	《重点・新規》県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進	P16
②	《重点》「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営	P17
③	被害者支援要員の運用	P17
④	性犯罪被害者相談ダイヤル「#8103」（ハートさん）の運用	P17
⑤	被害者連絡制度による捜査に関する情報の適切な提供	P17
⑥	DV被害にかかる相談対応	P18
⑦	児童虐待にかかる相談対応	P18
⑧	交通事故にかかる相談対応	P18
⑨	「被害者の手引」の配付による犯罪被害者等への情報提供の充実	P18

B 被害の早期回復・軽減のための支援

①	《重点・新規》三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付	P19
②	犯罪被害給付制度の運用	P20
③	公費支出制度の運用	P20
④	性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担	P20
⑤	犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施	P20
⑥	学校現場における犯罪被害者等への支援	P20
⑦	犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供	P21

C	生活再建に対する支援	①	再被害防止措置の推進	P22
		②	被害直後における緊急避難場所の確保	P23
		③	DV被害者や被虐待児童等の一時保護	P23
		④	《重点・新規》安全確保等のための一時的な居住先の確保	P23
		⑤	犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先枠抽選制度の運用	P23
		⑥	《重点・新規》事業者の犯罪被害者等への理解の促進	P23
		⑦	三重県労働相談室の運営及び公共職業訓練の実施	P24
(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進				
A	総合的な支援体制の整備	①	「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」の開催による県庁内の支援体制の整備	P27
		②	「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」の開催による県と市町の連携の強化	P27
		③	《重点・新規》県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進【再掲】	P28
		④	学校現場における犯罪被害者等への支援【再掲】	P28
		⑤	《拡充》犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施	P28
		⑥	《拡充》支援従事者の心理的外傷のケア	P28
		⑦	《重点》市町の総合的対応窓口設置に関する支援	P28
B	犯罪被害者等への理解の促進	①	《重点》「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施	P29
		②	《新規》犯罪被害者等支援についての出前講座等の実施	P30
		③	「～寄り添うところ～よりこ」出前講座の実施	P30
		④	《重点・新規》事業者の犯罪被害者等への理解の促進【再掲】	P30
		⑤	《新規》医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進	P30
		⑥	《新規》インターネット上の誹謗中傷等への対応	P30
		⑦	生徒等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	P30
		⑧	学校における児童生徒の犯罪被害者等への理解の促進	P30

※条例制定を受けて取組の始まった施策は「新規」、これまでの取組を拡充するものは「拡充」と表記しています。

3 具体的施策

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

A 相談及び情報の提供

条例第 15 条 相談及び情報の提供

第 18 条 損害賠償請求に関する支援

【現状・課題】

犯罪被害者等は、突然、事件・事故に遭遇し、生活が激変したり、精神的なショックを受けたりして、心身ともに日常生活を送ることさえ難しい状態となっている中で、事情聴取等の捜査協力や、公判への出廷、各種行政手続きの申請、民事訴訟の提起等、それまで体験したことのない、さまざまなことに対応していかなければなりません。

県が実施した犯罪被害者等実態調査において、「事件後に必要な支援について必要だと思うものは」と尋ねたところ、「支援サービスに関する情報提供」が最も多く挙げられたことから、犯罪被害者等の状況に応じて、必要な支援サービスが受けられるよう、情報の提供が必要です。

犯罪被害者等の心情に寄り添った相談、実情に応じた支援が不可欠です。

【施策】

施策名	施策概要	主担当部
《重点施策》 ① 県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進	犯罪発生直後から犯罪被害者等支援を実施する警察、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと各種行政サービスの窓口である県、市町その他関係機関の相互の連携を促進し、支援の充実を図ります。	環境生活部

施 策 名	施 策 概 要	主担当部
《重点施策》 ②「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の運営	性犯罪・性暴力の被害者専門相談窓口「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」を運営し、性犯罪・性暴力被害者の相談・支援を行います。 誰にも相談できずにいる性犯罪・性暴力被害者が多く存在すると考えられることから、効果的な広報啓発を行い、「よりこ」の社会的認知度の向上を図ります。 また、多様化する相談に対応できるよう医療機関との連携を充実させます。	環境生活部
③被害者支援要員の運用	殺人、強姦性交等、傷害、交通死亡事故等の身体的、精神的被害が大きい事件・事故が発生した場合に、被害者支援要員を配置し、病院等への付添い、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターをはじめとする関係機関の紹介等、各種支援活動を行います。 また、二次被害防止のため、被害者支援要員の知識・能力の向上を図ります。	警察本部
④性犯罪被害者相談ダイヤル「＃８１０３」（ハートさん）の運用	全国統一の性犯罪被害相談ダイヤル「＃８１０３」（ハートさん）により、性犯罪被害者からの相談に対応します。 「＃８１０３」の認知度を高め、性犯罪被害の潜在化を防止するため、各種広報媒体を利用して、周知を図ります。	警察本部
⑤被害者連絡制度による捜査に関する情報の適切な提供	連絡責任者を指定し、犯罪被害者等の要望に応じて、捜査状況等の情報提供を行います。	警察本部

施 策 名	施 策 概 要	主 担 当 部
⑥ D V 被害にか かる相談対応	女性（婦人）相談員が、D V被害に悩む 方の相談に応じるとともに、弁護士による 専門相談を実施し、犯罪被害者等支援を行 います。 また、多様化、複雑化する相談に対し、 適切な情報提供を行うため、女性（婦人） 相談員の専門性の向上に向けて研修を行 うなど、相談体制の充実を図ります。	子ども・福祉部
⑦ 児童虐待にか かる相談対応	児童虐待にかかる相談を実施します。 養育相談の窓口である市町との連携を より強化します。	子ども・福祉部
⑧ 交 通 事 故 にか かる相談対応	交通事故相談において、示談や損害賠償 請求等にかかる情報提供を行います。 相談員の更なる専門性の向上に努め、的 確に助言します。	環境生活部
⑨ 「被害者の手 引」の配付による 犯罪被害者等へ の情報提供の充 実	刑事手続きや関係機関・団体の犯罪被害 者等支援施策をわかりやすく取りまとめ た「被害者の手引」を犯罪被害者等に配付 し、刑事手続き、損害賠償請求等に関して の情報提供を行います。	警察本部

※相談窓口一覧については、68～73 ページに記載。

(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

B 被害の早期回復・軽減のための支援

条例第 16 条 経済的負担の軽減

第 17 条 保健医療サービス及び福祉サービスの提供

【現状・課題】

犯罪被害者等は、犯罪等により、生命を奪われる、家族を失う、傷害を負われる、財産を奪われるといった直接的な損害を受けるだけでなく、被害後、休職・退職を余儀なくされるなど、収入が減少・途絶する場合があります。加えて、医療費、転居費、交通費、裁判費用等の新たな負担が生じるなど、経済的に困窮することが少なくありません。県が実施した犯罪被害者等実態調査では、63%の方が、「収入が減り、生活が苦しくなった」と回答しています。

こうしたことから経済的な負担を軽減する支援が求められます。

犯罪被害者等は、犯罪等による直接的な被害だけでなく、自分自身や家族が犯罪等の対象とされたこと自体から精神的被害を受けます。また、周囲の偏見や心無い言動等による二次被害で、更に精神的な苦痛等を受けます。

県が実施した犯罪被害者等実態調査において、必要な支援として「専門家による精神的なケア」が「支援サービスに関する情報提供」に次いで、ニーズが高かったことから、カウンセリング等の専門家による精神的なケアが受けられる体制を整えること等が必要です。

【施 策】

施 策 名	施 策 概 要	主担当部
《重点施策》 ① 三重県犯罪被害者等見舞金の速やかな給付	被害直後から医療費等さまざまな費用負担を強いられる犯罪被害者等に遺族見舞金、重傷病見舞金、精神療養見舞金を給付し、犯罪被害者等の被害直後における経済的負担を軽減します。 制度の周知を図るとともに、速やかな給付をめざします。	環境生活部

施 策 名	施 策 概 要	主 担 当 部
②犯罪被害給付制度の運用	犯罪被害給付制度により、遺族給付金、重傷病給付金、障害給付金を給付し、犯罪被害者等の精神的・経済的負担を軽減します。 制度の周知を図るとともに、犯罪被害給付の早期裁定をめざします。	警察本部
③公費支出制度の運用	公費支出制度により、医療費、カウンセリング費用、ハウスクリーニングに要する経費等の一部を公費で負担します。 制度の積極的な運用及びその周知を図ります。	警察本部
④性犯罪・性暴力被害者に対する初期医療的処置の公費負担	「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」に相談した性犯罪・性暴力被害者に対する緊急避妊処置料、性感染症検査費用等の初期医療的処置を公費で負担します。 制度の積極的な運用及びその周知を図ります。	環境生活部
⑤犯罪被害者等に対するカウンセリングの実施	臨床心理士資格等を有する職員により、犯罪被害者等に対するカウンセリングを実施します。 カウンセラーの積極的な運用及びカウンセリング技術・能力の向上を図ります。	警察本部
⑥学校現場における犯罪被害者等への支援	スクールカウンセラーにより、犯罪被害者等である児童生徒の精神的なケアを実施するとともに、教職員とスクールソーシャルワーカーが、関係機関との積極的な連携を一層図ります。	教育委員会

施 策 名	施 策 概 要	主 担 当 部
⑦犯罪被害者等の実情に応じた福祉サービス等の提供	その他、生活福祉資金貸付制度や授業料減免制度、生活保護制度等の犯罪被害者等が実情に応じて利用できる福祉サービスや各種助成制度等の情報を提供し、支援につなげられるよう、犯罪被害者等支援に従事する支援従事者の資質向上や関係機関の連携を強化します。 また、毎年度、県の犯罪被害者等支援施策を取りまとめた「犯罪被害者等支援関連事業」を作成し、わかりやすい情報提供に努めます。加えて、市町における犯罪被害者等支援施策集の作成を支援します。	環境生活部 他

○「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の取組

「みえ性暴力被害者支援センター よりこ（以下「よりこ」という。）」は、平成 27（2015）年 6 月 1 日に本県の性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターとして開設しました。性犯罪・性暴力被害者一人ひとりの状況に応じた支援を行い、被害者の負担の軽減と心身の早期回復を図るとともに、被害の潜在化の防止に努めています。

「よりこ」では、電話、メール、面接等にて相談を受けており、相談件数は、年々増加しています。これは、「よりこ」の周知が図られてきたためであると推測されます。しかし、性犯罪・性暴力被害の特性上、誰にも相談できずにいる被害者が数多く存在すると考えられます。

「よりこ」への相談は、被害直後から過去の被害に至るまで幅広い時期における、「性的被害」に関するものが主な内容となっており、専門の相談員が電話相談等のほか、必要に応じて、法律相談、心理相談、医療機関や関係機関の紹介、法廷、病院、警察等への付添い、自宅訪問、日常生活の支援等を実施しています。

性犯罪・性暴力被害は、被害者に落ち度があるかのように見なされたり、噂を流されたりする二次被害に遭う可能性の高い被害です。勇気を出して、支援を求めた被害者が二次被害に遭わないよう、支援に関わる医療従事者、支援従事者等には、被害者の心情に配慮した対応が求められます。

また、被害の潜在化を防止するため、悩まず相談することができる環境づくりが必要です。



(1) 犯罪被害者等が受けた被害の早期回復・軽減及び犯罪被害者等の生活再建に対する支援

C 生活再建に対する支援

条例第 19 条 安全の確保

第 20 条 居住の安定

第 21 条 雇用の安定

【現状・課題】

犯罪被害者等は、加害者から再び危害を加えられる再被害を受けるおそれや再被害を受けるのではないかと不安を抱えています。そのような不安から被害の届け出を躊躇^{ちゅうちょ}するようなことのないよう、不安を取り除き、安全を確保する必要があります。

また、報道機関等からの過剰な取材等による二次被害から逃れるためなど、一時的な転居等が必要になることがあり、場合によっては、犯罪等により従前からの住居に居住することが困難となることもあります。

被害後、精神的・身体的被害による仕事の能率低下、治療のための入院・通院、捜査協力や裁判への出廷等による休暇や欠勤等、仕事に支障をきたす場合があります。

また、職場において二次被害を受け、出勤がなくなるなど、事件後に仕事を休職・退職せざるを得なくなる場合が多く、県が実施した犯罪被害者等実態調査でも 54%の方が「事件がきっかけで、休職・退職しなければならなかった」と回答しています。職場における犯罪被害者等への理解の促進や二次被害の防止、職を失った場合の支援が必要です。

【施 策】

施 策 名	施 策 概 要	主 担 当 部
① 再被害防止措置の推進	再被害を受けるおそれがある犯罪被害者等を再被害防止対象者に指定し、非常時の通報要領や自主警戒等の防犯にかかる指導及び助言を行うとともに、パトロールの強化、防犯機材等の貸与、犯罪被害者等の個人情報等の保護等、安心して生活できるよう、再被害防止策を講じます。	警察本部

施 策 名	施 策 概 要	主 担 当 部
②被害直後における緊急避難場所の確保	自宅が犯罪行為の現場になるなど、自宅での居住が困難になった場合で、自ら居住場所を確保できない場合等に宿泊費用を公費で負担し、緊急避難場所を確保します。 制度の積極的な運用を図り、犯罪被害者等の安全の確保に努めます。	警察本部
③DV被害者や被虐待児童等の一時保護	DV被害者や同伴する児童、被虐待児童等の安全を確保するため、関係機関等と連携し、速やかに一時保護を行います。 また、DV被害者については、自立支援に向けて取り組みます。	子ども・福祉部
《重点施策》 ④安全確保等のための一時的な居住先の確保	犯罪被害や二次被害・再被害防止のために一時的に転居が必要となった際の居住先を速やかに確保するため、不動産関係団体等との協定も視野に入れて、効率的な方法について検討します。	環境生活部
⑤犯罪被害者等及びDV被害者の県営住宅優先枠抽選制度の運用	県営住宅の入居者の公募に当たり、犯罪被害者等及びDV被害者は、一定割合で設置する優先枠において、一般世帯に先立って抽選を行い、落選しても一般世帯とともに再度抽選に参加できることとしています。 また、緊急に迫られる事情がある場合は、公募によらず国の承認を得て、1年を超えない期間に限り県営住宅への入居が可能です。 制度の周知を図り、速やかな対応をめざします。	県土整備部
《重点施策》 ⑥事業者の犯罪被害者等への理解の促進	県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について、啓発を実施し、被害後の休職・退職及び職場における二次被害の防止等を図ります。	環境生活部

施 策 名	施 策 概 要	主 担 当 部
⑦三重県労働相談室の運営及び公共職業訓練の実施	三重県労働相談室において、労働に関わるあらゆる困りごとの相談を受け付け、適切な支援につなげるとともに、離転職者の早期再就職に向けた必要な訓練等を実施します。	雇用経済部

○公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターの取組

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターは、犯罪等の被害者やその家族・遺族の方々に対して、精神的支援や必要としている支援を行い、社会全体の犯罪被害者等支援意識の高揚、犯罪被害者等の被害の早期回復及び軽減に資するとともに、支援活動を通じて地域の安全に寄与することを目的に平成 18（2006）年に設立された犯罪被害者等支援を専門に行う民間支援団体です。

設立の翌年には、三重県公安委員会から「犯罪被害者等早期援助団体」の指定を受け、警察からの連絡により、被害を受けた早い時期から必要な支援を開始することができるようになりました。

犯罪被害に遭われた方々は、被害直後から長期にわたり多種多様な問題に直面しますが、このような問題に対して本人だけで解決することは一般的に困難であることが多く、そこで被害に遭われた方々の主体性や自己決定を尊重した、第三者による支援が必要となります。



当センターでは、電話・面接相談、日常生活の支援、病院や警察、裁判所への付添いなど、各種支援を行うとともに、他機関とお互いに協力するためのネットワークづくり、さまざまな支援のコーディネートを行うなど、民間ならではの支援を行っています。

多くの方々が、手を差し延べ、社会全体が連携し、被害に遭われた方々を支えることが、ひいては犯罪のない安全で安心して暮らせる地域社会の実現につながります。



(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

A 総合的な支援体制の整備

条例第 8 条 総合的な支援体制の整備

第 10 条 支援従事者の育成

第 11 条 支援従事者に対する支援

第 12 条 民間支援団体に対する支援

第 13 条 市町に対する支援

【現状・課題】

犯罪被害者等支援にかかる総合的対応窓口は、県内の全市町において設置されていますが、実際に犯罪被害者等への支援に対応した経験のある市町はまだ少数です。県内全域において、適切な支援に確実につなぐ取組が必要です。

犯罪被害者等支援施策における国、市町、県のそれぞれの役割は、国は制度の企画立案や全国的に一定の水準を確保するための基準設定、市町は、住民にとって最も身近な行政機関であり、かつ、保健医療サービスや福祉サービスの実施主体であることから、一次的な相談窓口としての役割が期待されます。

県は、市町域を超える対応や県全域にまたがる関係機関との調整等、広域性やより専門性の求められる取組を実施し、犯罪被害者等が県内のどこに住んでも適切な支援が受けられるよう、国や市町、関係機関等と連携しながら、総合的な支援体制を整備していく必要があります。

最も早期に犯罪被害者等に接する可能性が高いのは、警察であり、必要に応じて被害者支援要員を配置して、犯罪被害者等支援を実施しています。しかし、事件発生からの時間の経過とともに必要な支援は変遷していきます。また、犯罪被害者等の置かれた状況はさまざまであり、必要とされる支援も千差万別となります。このため、保健医療サービスや福祉サービス、経済的支援等、国、市町、県、さまざまな主体が実施している支援サービスにつなげることが必要となってきます。こうした保健医療サービスや福祉サービスの窓口も犯罪被害者等が各種行政手続きをする窓口も市町であることが多いため、警察本部及び警察署と市町の犯罪被害者等支援担当者の連携が、円滑な支援にとって極めて重要です。

加えて、犯罪被害者等が児童生徒の場合、当該児童生徒の通う学校と十分連携を取り、学校においても当該児童生徒を支える体制を一層充実させる必要があります。

また、犯罪被害者等に対する支援は、市町等の窓口へ行政手続きに訪れた際が起点となることもあります。犯罪被害者等が国、県、市町、民間支援団体等、

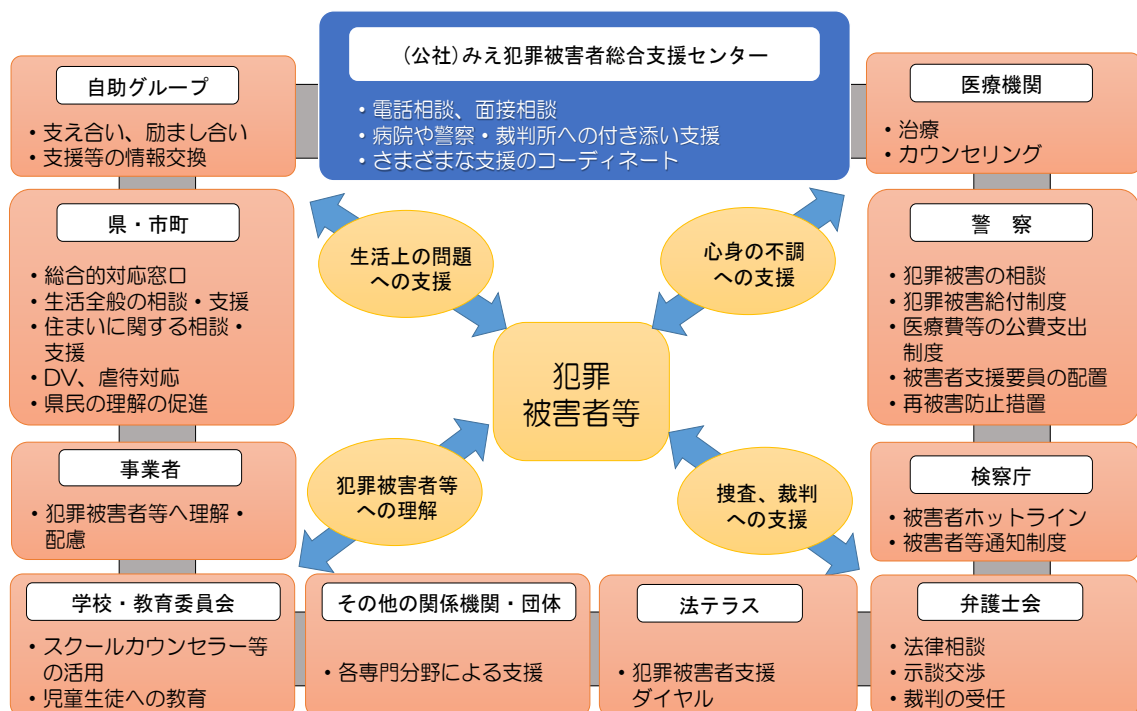
いずれの機関に支援を求めても、必要な支援が途切れることなく提供される必要があります。

犯罪被害者等は、突然、事件・事故に遭遇し、生活が激変したり、精神的なショックを受けたりして、心身ともに日常生活を送ることさえ難しい状態となります。県が実施した犯罪被害者等実態調査における、「家事、育児、介護などができなくなった」かどうかの質問について「あてはまる」、「ややあてはまる」と回答した方は46%と、「全くあてはまらない」、「あまりあてはまらない」と回答した33%を上回っていることから、被害前にはできていたことができない状態に陥ってしまう様子がうかがえます。

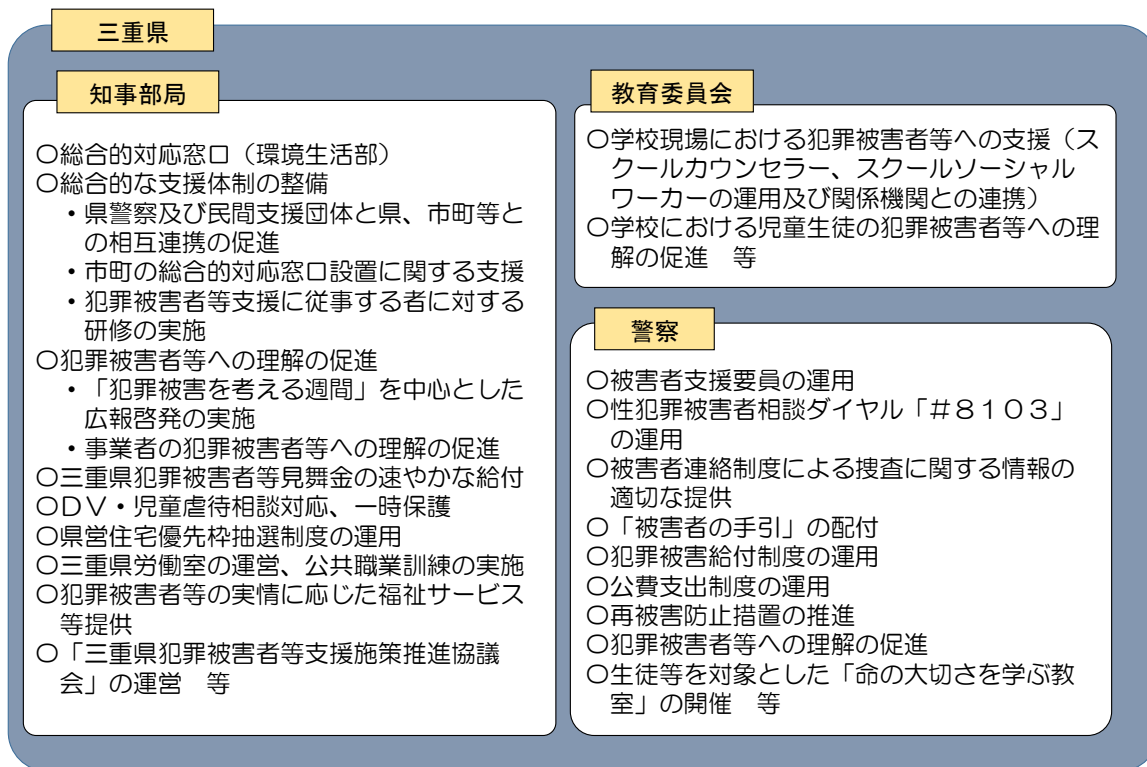
こうした状況の中で、各種行政手続きを一人で進めていくことは非常に困難です。同実態調査において、「役所の手続きがわからず困った」と67%の方が回答しています。

そうしたことから、犯罪被害者等の心身の状態に配慮しつつ、被害の早期回復又は軽減が図られるよう、関係機関が連携し、各種行政手続き等が円滑に進められるような支援が必要です。

関係機関・団体との連携イメージ図



三重県庁内支援体制（イメージ）



【施 策】

施 策 名	施 策 概 要	主 担 当 部
①「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」の開催による県庁内の支援体制の整備	犯罪被害者等支援は多岐にわたっていることから、庁内関係部局間の連携が必要です。 このため、「三重県安全安心まちづくり・犯罪被害者等支援施策連絡会議」を開催し、庁内の情報共有と適切な支援につなげていく体制を整えます。	環境生活部
②「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」の開催による県と市町の連携の強化	「犯罪被害者等支援施策市町担当者会議」を開催し、市町へ好事例の紹介等、情報を提供するとともに、県と市町の相互補完的な役割分担に基づく、連携の強化を図り、県、市町、いずれに犯罪被害者等が支援を求めても、必要な支援が円滑に途切れることなく提供されるような体制を整備します。	環境生活部

施 策 名	施 策 概 要	主担当部
《重点施策》 ③県警察及び民間支援団体と県、市町等との相互連携の促進 【再掲】	犯罪発生直後から犯罪被害者等支援を実施する警察、犯罪被害者等早期援助団体である公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと各種行政サービスの窓口である県、市町その他関係機関の相互の連携を促進し、支援の充実を図ります。	環境生活部
④学校現場における犯罪被害者等への支援 【再掲】	スクールカウンセラーにより、犯罪被害者等である児童生徒の精神的なケアを実施するとともに、教職員とスクールソーシャルワーカーが、関係機関と積極的な連携を一層図ります。	教育委員会
⑤犯罪被害者等支援に従事する者に対する研修等の実施	犯罪被害者等に寄り添った支援を提供できるよう、犯罪被害者等支援に従事する支援従事者による二次被害防止や犯罪被害者等の個人情報の適切な取扱いを含めた資質向上のための研修等を行います。	環境生活部
⑥支援従事者の心理的外傷のケア	支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において、強い心理的外傷を受ける場合があるため、支援従事者を対象としたストレスに関する研修を行うほか、精神科医や臨床心理士によるカウンセリングの受診等、支援従事者の精神的ケアの充実を図ります。	環境生活部 警察本部
《重点施策》 ⑦市町の総合的対応窓口設置に関する支援	市町のワンストップ支援窓口設置や総合的対応窓口の機能強化等、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターと連携した支援を実施します。 迅速で適切な支援施策が提供できるよう、市町の犯罪被害者等支援施策集の作成を支援します。	環境生活部

(2) 犯罪被害者等を支える社会の形成の促進

B 犯罪被害者等への理解の促進

条例第 22 条 県民の理解の促進

第 23 条 学校における教育の促進

【現状・課題】

条例第 2 条では、二次被害について、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいうと規定しています。

二次被害は、犯罪被害者等にとって深刻な問題であり、被害の早期の回復又は軽減等の妨げとなることから、二次被害を防止する必要があります。

県が実施した犯罪被害者等実態調査によると、50%の方が「噂をたてられたり、心無い言葉に傷つけられたりした」と回答しています。

また、警察本部と社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター（現：公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター）が実施した意識調査（平成 19 年度）では、犯罪被害に遭ったことのない県民の多くは、「犯罪被害者等は何らかの支援を受けているのだろう」ととらえています。犯罪被害経験のある県民のうち実際に支援を受けた方は、少数でした。

こうした結果を踏まえ、犯罪被害者等がどのような状況に置かれているか、周囲はどのように接し、支えていくことができるのかということについて、県民の理解を促進する必要があります。

犯罪被害者等が二次被害を受けることがないように、学校においては、児童生徒に対して犯罪被害者等の人権について理解を深める教育を実施する必要があります。

【施 策】

施 策 名	施 策 概 要	主担当部
《重点施策》 ①「犯罪被害を考える週間」を中心とした広報啓発の実施	「犯罪被害を考える週間」を中心に、広く県民に犯罪被害者等の置かれている状況や支援の必要性の理解促進を図るため、「犯罪被害者支援を考える集い」の開催のほか、広報誌やホームページ、新聞、ラジオ等の各種広報媒体を活用した啓発を実施します。	環境生活部 警察本部

施 策 名	施 策 概 要	主担当部
②犯罪被害者等支援についての出前講座等の実施	自治会や事業所等へ県の職員等が赴き、犯罪被害者等支援の必要性等について説明し、犯罪被害者等への理解の促進及び二次被害の防止等を図ります。	環境生活部
③「～寄り添うところ～よりこ」出前講座の実施	自治会や事業所等へ県の職員が赴き、「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の支援内容等について説明し、「よりこ」の認知度の向上及び性暴力被害の潜在化防止を図ります。	環境生活部
《重点施策》 ④事業者の犯罪被害者等への理解の促進【再掲】	県内の事業者、事業者団体に対し、犯罪被害者等への理解の促進と必要な配慮等について、啓発を実施し、被害後の休職・退職及び職場における二次被害の防止等を図ります。	環境生活部
⑤医療従事者等の犯罪被害者等への理解の促進	犯罪被害者等に早い段階で接する可能性の高い医療従事者等に対し、研修等を実施し、犯罪被害者等の心情や支援の必要性についての理解の促進及び二次被害の防止等を図ります。	環境生活部
⑥インターネット上の誹謗中傷等への対応	犯罪被害者等がインターネット上の誹謗中傷等、問題のある書き込みによって二次被害を受けた場合は、関係機関と連携し、速やかに削除されるよう働きかけます。	環境生活部
⑦生徒等を対象とした「命の大切さを学ぶ教室」の開催	生徒等を対象に犯罪被害者等の講演等による「命の大切さを学ぶ教室」を開催し、生徒等の犯罪被害者等への理解を深めるとともに規範意識の向上を図ります。	警察本部
⑧学校における児童生徒の犯罪被害者等への理解の促進	「人権教育ガイドライン」等を活用し、犯罪被害者等の人権に関わる問題を解決するための教育を実施し、児童生徒の犯罪被害者等への理解の促進及び二次被害の防止等を図ります。	教育委員会

4 進捗管理

(1) 進捗管理

本計画の進捗管理については、年度ごとに犯罪被害者等支援施策の実施状況を年次報告書として取りまとめ、計画策定に際して意見を聴取した有識者等会議である「三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会」の意見を聴取します。

同協議会からの意見を踏まえ、進捗状況を点検し、施策の改善を図るとともに、年次報告書を公表します。

(2) 数値目標

犯罪被害者等支援施策の取組の進捗を客観的に判断するため、以下の数値目標を設けます。

①犯罪被害者等支援施策集作成市町数

犯罪被害者等支援施策や相談窓口等を取りまとめた犯罪被害者等支援施策集を各市町が作成することで、市町内における連携を促進するとともに、ワンストップ支援窓口設置等、迅速で適切な支援に結びつく体制の整備に資することができます。

②「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度

③「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度

県民の犯罪被害者等への理解が促進されることにより、上記相談窓口の認知度が向上すると考えられます。また、これらの窓口を知っている県民が増えれば、より多くの犯罪被害者等が支援窓口につながることを期待できます。

目標項目	現状値 (令和元年度)	目標値 (令和5年度)	対応する基本施策
① 犯罪被害者等支援施策集作成市町数	1 市町	29 市町	・ 相談及び情報の提供 ・ 被害の早期回復・軽減のための支援 ・ 生活再建に対する支援 ・ 総合的な支援体制の整備
② 「公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター」の認知度	6.5%	30.0%	・ 相談及び情報の提供 ・ 犯罪被害者等への理解の促進
③ 「みえ性暴力被害者支援センター よりこ」の認知度	9.4%	30.0%	・ 相談及び情報の提供 ・ 犯罪被害者等への理解の促進

※②、③の目標項目は、電子アンケートシステム「三重県e—モニター」において、それぞれ「知っている」と回答した人の割合とします。

V 資料

1 三重県犯罪被害者等支援推進計画用語集

本計画に掲載の犯罪被害者等支援に関する専門的な用語について解説します。

あ行		
い	命の大切さを学ぶ教室	警察が、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センター、教育委員会等の関係機関・団体と連携して開催している中学生や高校生等を対象とした犯罪被害者等による講演会
い	遺族見舞金	三重県犯罪被害者等見舞金の種類の1つ 給付額は60万円 犯罪被害により亡くなった犯罪被害者の遺族であって、犯罪行為が行われた時に三重県内に住所を有する第1順位遺族が対象 第1順位遺族は、以下の①～⑪の遺族のうち、最も数字の小さい遺族 - i ①配偶者（事実上婚姻関係と同様の事情にあった人を含む。） - ii 犯罪被害者の収入によって生計を維持していた犯罪被害者の②子、③父母、④孫、⑤祖父母、⑥兄弟姉妹 - iii iiに該当しない犯罪被害者の⑦子、⑧父母、⑨孫、⑩祖父母、⑪兄弟姉妹

さ行		
さ	再被害	犯罪被害者等が、当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられること
し	支援従事者	犯罪被害者等支援に従事する者 県、市町等の行政機関の職員をはじめ、医療従事者や民間の支援ボランティア等
し	児童虐待	「児童虐待の防止等に関する法律」（平成12（2000）年法律第82号）に規定されている保護者が、その監護する児童について身体的、性的、心理的に虐待を行うこと、又はその育児を放棄すること
し	重傷病見舞金	三重県犯罪被害者等見舞金の種類の1つ 給付額は20万円 犯罪行為によって、重傷病（療養の期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断された）を負った犯罪被害者であって、犯罪行為が行われた時に三重県内に住所を有する者が対象
し	心理的外傷	児童虐待、強制性交等の犯罪、事故、いじめを含む悲惨な体験等による心の傷 「心的外傷」、「トラウマ」ともいう。

す	スクールカウンセラー	児童生徒や保護者の抱える悩みを受け止め、学校におけるカウンセリング機能の充実を図るため、学校に配置されている臨床心理に専門的な知識・経験を有する専門職員
す	スクールソーシャルワーカー	教育分野に関する知識に加えて、社会福祉等の専門的な知識や技術により、学校において問題を抱えた児童生徒やその保護者に対し、当該児童生徒が置かれた環境へ働き掛けたり、関係機関等とのネットワークを活用したりするなど、多様な支援方法を用いて、課題解決への対応を図っていく専門職員
せ	精神療養見舞金	三重県犯罪被害者等見舞金の種類の1つ 給付額は5万円 特定の犯罪行為によって、精神疾患（療養の期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断された）を負った犯罪被害者であって、犯罪行為が行われた時に三重県内に住所を有する者が対象 特定の犯罪行為は、殺人未遂、強盗、強制性交等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）
せ	性犯罪	性に関する犯罪 一般的には、公然わいせつ、強制わいせつ、強制性交等の刑法犯のほか、「児童福祉法」（昭和22（1947）年法律第164号）違反や「児童売春・児童買春、児童ポルノにかかる行為等の規制及び処罰並びに児童の保護等に関する法律」（平成11（1999）年法律第52号）違反等の特別法犯、「公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例」（昭和38（1963）年三重県条例第11号）違反の一部（同条例第2条第2項及び第2条第3項に規定されている行為等）や「三重県青少年健全育成条例」（昭和46（1971）年三重県条例第62号）違反の一部（同条例第23条に規定されている行為等）等の条例違反も含まれる。
せ	性暴力	性犯罪を含む自分の意に反して受ける性的な行為
そ	総合的対応窓口	犯罪被害者等からの相談・問合せに対応して、関係部局や関係機関・団体に関する情報提供・橋渡しを行うなど、総合的な対応を行う窓口
そ	総合的な支援体制	県、国、市町、関係機関・団体その他犯罪被害者等支援に関する者が連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための体制

た行		
て	D V	配偶者や恋人等の親密な関係にある、又は、あった者からの身体に対する暴力又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動
て	D V被害者	DVにより害を被った者

な 行		
に	二次被害	犯罪被害者等が、犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調のほか、経済的な損失等の被害

は 行		
は	犯罪	個人の生命、身体又は財産上に危害を及ぼす行為等、刑法その他の刑罰法規の規定により、刑罰を科せられる行為 なお、例えば、以下（DV、児童虐待等）のような行為は、当該法においては、刑罰の規定はないが、刑法その他の刑罰法規の規定により刑罰を科せられる行為であり、犯罪となる行為である。 - i 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13 年（2001）法律第 31 号）に規定されている「身体に対する暴力」等の行為 - ii 「児童虐待の防止等に関する法律（平成 12（2000）年法律第 82 号）」に規定されている「児童の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること」、「児童にわいせつな行為をすること又は児童をしてわいせつな行為をさせること」等の行為
は	犯罪等	犯罪に加え、刑罰を科せられる行為ではないが、犯罪に類似する行為であって、行為の相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為 例えば、以下のような行為が「相手方の心身に有害な影響を及ぼす性質を有する行為」に該当する。 - i 「ストーカー行為等の規制等に関する法律」（平成 12（2000）年法律第 81 号）に規定されているつきまとい等で、反復しない程度のものであっても、身体の安全、住居等の平穏若しくは名誉が害され、又は行動の自由が著しく害される不安を覚えさせる行為をいい、具体的には、特定の人に対して、つきまとい、見張りをするなど、不安を抱かせること等をいう。 - ii 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（平成 13（2001）年法律第 31 号）に規定されている「身体に対する暴力に準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動」をいい、具体的には、人格を否定するような暴言等の精神的暴力等をいう。 - iii 「児童虐待の防止等に関する法律」（平成 12（2000）年法律第 82 号）に規定されている「児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食」等をいい、具体的には、適切な食事を与えない行為等、子どもの健康・安全への配慮を怠ることをいう。
は	犯罪被害給付制度	殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族、又は身体に障害を負わされた犯罪被害者に対し、社会の連帯扶助の精神に基づき、国が犯罪被害者等給付金を支給し、その精神的、経済的負担の緩和を図ろうとするもの なお、その支給にかかる裁定事務は都道府県警察が担っている。
は	犯罪被害者	犯罪等により害を被った者

は	犯罪被害者等	犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
は	犯罪被害者等支援	犯罪被害者等に対する支援
は	犯罪被害者等支援施策	犯罪被害者等支援に関する施策
は	犯罪被害者等早期援助団体	犯罪被害等の受けた被害を早期に軽減するとともに、犯罪被害者等が再び平穏な生活を営むことができるように支援することを目的として設置され、犯罪被害者等支援に関する事業を適正かつ確実に行うことができると認められる営利を目的としない法人であって、「犯罪被害者等給付金の支給等による犯罪被害者等の支援に関する法律」（昭和 55（1980）年法律第 36 号）に基づき、都道府県公安委員会の指定を受けた団体 三重県においては、公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターが指定を受けている。
は	犯罪被害を考える週間	「三重県犯罪被害者等支援条例」（平成 31（2019）年三重県条例第 3 号）において規定されている犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるための週間 週間は、11 月 25 日から 12 月 1 日までであり、国が規定する「犯罪被害者週間」と同一の期間としている。

ま行		
み	三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会	「三重県犯罪被害者等支援条例」（平成 31（2019）年三重県条例第 3 号）に基づき、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とした学識経験者・県民代表者、犯罪被害者等支援に関する関係機関・団体に属する者等を構成員とする会議
み	三重県犯罪被害者等見舞金	殺人等の故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族、又は重傷病や精神疾患を負われた犯罪被害者に対して、その経済的負担の軽減を図るために三重県が給付する見舞金 遺族見舞金、重傷病見舞金、精神療養見舞金の 3 種類がある。
み	民間支援団体	犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体

2 三重県犯罪被害者等支援条例

平成 31 年 3 月 18 日公布

三 重 県 条 例 第 3 号

目次

- 第一章 総則（第一条―第七条）
- 第二章 推進体制の整備（第八条―第十四条）
- 第三章 基本的施策（第十五条―第二十四条）
- 附則

第一章 総則

（目的）

第一条 この条例は、犯罪被害者等に対する支援（以下「犯罪被害者等支援」という。）に関し、基本理念を定め、並びに県、県民、事業者及び民間支援団体の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の基本となる事項を定めることにより、犯罪被害者等支援を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、犯罪被害者等を支える社会の形成を促進することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。
- 二 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。
- 三 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び危害を加えられることをいう。
- 四 二次被害 犯罪等による直接的な被害を受けた後に、周囲の偏見や心無い言動、プライバシーの侵害、インターネットを通じて行われる誹謗中傷、報道機関等による過剰な取材等により犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、身体の不調、経済的な損失等の被害をいう。
- 五 民間支援団体 犯罪被害者等支援を行うことを主たる目的とする民間の団体をいう。

（基本理念）

第三条 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が個人としての尊厳を重んぜられるとともに、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、犯罪被害者等の立場に立って適切に推進されなければならない。

2 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等が受けた被害又は二次被害の状況及び原因、犯罪被害者等の置かれている生活環境その他犯罪被害者等の事情に応じて適切に推進されなければならない。

3 犯罪被害者等支援は、犯罪被害者等の心身の状況の変化に応じた必要な支援が途切れることなく提供されることを旨として推進されなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、国及び市町との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等支援に関する施策（以下「犯罪被害者等支援施策」という。）を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

2 県は、犯罪被害者等支援施策の策定及び実施に当たっては、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と相互に連携を図るものとする。

(県民の責務)

第五条 県民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第六条 事業者は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深め、その事業活動を行うに当たっては、二次被害が生じることのないよう十分配慮するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

2 事業者は、犯罪被害者等である従業員の就労の支援及び勤務に十分配慮するとともに、必要な支援を行うよう努めるものとする。

(民間支援団体の責務)

第七条 民間支援団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等支援に関する知識及び経験を活用し、犯罪被害者等を支援するとともに、県が実施する犯罪被害者等支援施策に協力するよう努めるものとする。

第二章 推進体制の整備

(総合的な支援体制の整備)

第八条 県は、国、市町等関係機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者と連携し、犯罪被害者等が受けた被害の早期の回復又は軽減及び犯罪被害者等の生活の再建に対する支援を行うとともに、必要な犯罪被害者等支援施策を推進するための総合的な支援体制の整備に努めるものとする。この場合において、県は、再被害及び二次被害の防止並びに犯罪被害者等が受けた被害の潜在化の防止について留意するものとする。

- 2 県は、前項の総合的な支援体制の整備に当たっては、それぞれの犯罪等による被害の状況を踏まえ、犯罪被害者等が犯罪被害者等支援に関係する行政機関及び民間支援団体その他犯罪被害者等支援に関係する者のいずれに支援を求めた場合であっても、必要な支援を途切れることなく受けることができるよう、必要な措置を講ずるものとする。

(推進計画)

第九条 県は、犯罪被害者等支援施策を総合的かつ計画的に推進するため、犯罪被害者等支援に関する計画（以下この条において「推進計画」という。）を定めるものとする。

- 2 推進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 犯罪被害者等支援に関する基本方針
- 二 犯罪被害者等支援に関する具体的施策
- 三 前二号に掲げるもののほか、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な事項

- 3 県は、推進計画を定めるに当たっては、あらかじめ、県民の意見を反映するために必要な措置を講ずるものとする。

- 4 県は、推進計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表するものとする。

- 5 前二項の規定は、推進計画の変更について準用する。

- 6 県は、推進計画に基づく施策の実施状況について公表するものとする。

(支援従事者の育成)

第十条 県は、犯罪被害者等が必要な支援を受けることができるよう、県及び市町の職員その他犯罪被害者等支援に従事する者（以下「支援従事者」という。）に対し、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

- 2 県は、支援従事者に対し、自らの配慮に欠けた言動により、犯罪被害者等に対し二次被害を与えることがないように、犯罪被害者等支援に関する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(支援従事者に対する支援)

第十一条 県は、支援従事者が犯罪被害者等支援を行う過程において犯罪被害者等と同様の心理的外傷を受けることを防止するため、支援従事者に対する研修の実施その他の必要な施策を講ずるものとする。

(民間支援団体に対する支援)

第十二条 県は、民間支援団体の活動の促進を図るため、犯罪被害者等支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(市町に対する支援等)

第十三条 県は、市町が相談体制の充実その他の犯罪被害者等支援施策を実施するに当たっては、情報の提供及び助言その他の必要な支援を行うものとする。

- 2 市町は、地域の状況に応じ、犯罪被害者等支援において、県と相互に連携し、協力するものとする。

(財政上の措置)

第十四条 県は、犯罪被害者等支援施策を推進するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

第三章 基本的施策

(相談及び情報の提供)

第十五条 県は、犯罪被害者等が早期に日常生活及び社会生活を営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、専門的知識又は技能を有する者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(経済的負担の軽減)

第十六条 県は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、経済的な助成に関する情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十七条 県は、犯罪被害者等が犯罪等による心理的外傷その他の心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償請求に関する支援)

第十八条 県は、犯罪被害者等の状況を踏まえ、犯罪被害者等が行う損害賠償請求に関し、情報の提供及び助言その他の必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十九条 県は、再被害及び二次被害を防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導及び助言、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保その他の必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第二十条 県は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の生活の安定を図り、又は再被害及び二次被害を防止するため、県営住宅への優先的な入居その他の必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第二十一条 県は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等の就労に対する支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 県は、事業者が犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、犯罪被害者等を支えるための職場環境の整備及び改善並びに二次被害の防止に向けた取組その他犯罪被害者等支援を促進できるよう、情報の提供その他の必要な施策を講ずるものとする。

(県民の理解の促進)

第二十二條 県は、犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について県民の理解を深めるとともに、二次被害を防止し、犯罪被害者等を地域社会で孤立させることのないよう、犯罪被害を考える週間を設け、啓発を図るとともに情報の提供、教育の充実その他の必要な施策を講ずるものとする。

2 犯罪被害を考える週間は、十一月二十五日から十二月一日までとする。

(学校における教育の促進)

第二十三條 県は、学校の設置者等と連携し、学校において児童、生徒等に対して犯罪被害者等の置かれている状況及び犯罪被害者等支援の必要性について理解を深めるとともに、二次被害を防止するための教育その他の必要な施策を講ずるものとする。

(個人情報の適切な管理)

第二十四條 県は、個人情報の重要性を認識し、犯罪被害者等及び関係者の個人情報を適切に管理しなければならない。支援従事者が個人情報を取り扱う場合も同様とする。

附 則

この条例は、平成三十一年四月一日から施行する。

3 犯罪被害者等基本法

(平成 16 年 12 月 8 日法律第 161 号)

最終改正：平成 27 年 9 月 11 日法律第 66 号

安全で安心して暮らせる社会を実現することは、国民すべての願いであるとともに、国の重要な責務であり、我が国においては、犯罪等を抑止するためのたゆみない努力が重ねられてきた。

しかしながら、近年、さまざまな犯罪等が跡を絶たず、それらに巻き込まれた犯罪被害者等の多くは、これまでその権利が尊重されてきたとはいい難いばかりか、十分な支援を受けられず、社会において孤立することを余儀なくされてきた。さらに、犯罪等による直接的な被害にとどまらず、その後も副次的な被害に苦しめられることも少なくなかった。

もとより、犯罪等による被害について第一義的責任を負うのは、加害者である。しかしながら、犯罪等を抑止し、安全で安心して暮らせる社会の実現を図る責務を有する我々もまた、犯罪被害者等の声に耳を傾けなければならない。国民の誰もが犯罪被害者等となる可能性が高まっている今こそ、犯罪被害者等の視点に立った施策を講じ、その権利利益の保護が図られる社会の実現に向けた新たな一步を踏み出さなければならない。

ここに、犯罪被害者等のための施策の基本理念を明らかにしてその方向を示し、国、地方公共団体及びその他の関係機関並びに民間の団体等の連携の下、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一章 総則

(目的)

第一条 この法律は、犯罪被害者等のための施策に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、犯罪被害者等のための施策の基本となる事項を定めること等により、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進し、もって犯罪被害者等の権利利益の保護を図ることを目的とする。

(定義)

第二条 この法律において「犯罪等」とは、犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為をいう。

2 この法律において「犯罪被害者等」とは、犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族をいう。

3 この法律において「犯罪被害者等のための施策」とは、犯罪被害者等が、その受けた被害を回復し、又は軽減し、再び平穏な生活を営むことができるよう支援し、及び犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするための施策をいう。

(基本理念)

第三条 すべて犯罪被害者等は、個人の尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利を有する。

2 犯罪被害者等のための施策は、被害の状況及び原因、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて適切に講ぜられるものとする。

3 犯罪被害者等のための施策は、犯罪被害者等が、被害を受けたときから再び平穏な生活を営むことができるようになるまでの間、必要な支援等を途切れることなく受けることができるよう、講ぜられるものとする。

(国の責務)

第四条 国は、前条の基本理念（次条において「基本理念」という。）にのっとり、犯罪被害者等のための施策を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第五条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等の支援等に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その地方公共団体の地域の状況に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第六条 国民は、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穏を害することのないよう十分配慮するとともに、国及び地方公共団体が実施する犯罪被害者等のための施策に協力するよう努めなければならない。

(連携協力)

第七条 国、地方公共団体、日本司法支援センター（総合法律支援法（平成十六年法律第七十四号）第十三条に規定する日本司法支援センターをいう。）その他の関係機関、犯罪被害者等の援助を行う民間の団体その他の関係する者は、犯罪被害者等のための施策が円滑に実施されるよう、相互に連携を図りながら協力しなければならない。

(犯罪被害者等基本計画)

第八条 政府は、犯罪被害者等のための施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、犯罪被害者等のための施策に関する基本的な計画（以下「犯罪被害者等基本計画」という。）を定めなければならない。

2 犯罪被害者等基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 総合的かつ長期的に講ずべき犯罪被害者等のための施策の大綱

二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、犯罪被害者等基本計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、犯罪被害者等基本計画を公表しなければならない。

5 前二項の規定は、犯罪被害者等基本計画の変更について準用する。

(法制上の措置等)

第九条 政府は、この法律の目的を達成するため、必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告)

第十条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた犯罪被害者等のための施策についての報告を提出しなければならない。

第二章 基本的施策

(相談及び情報の提供等)

第十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が日常生活又は社会生活を円滑に営むことができるようにするため、犯罪被害者等が直面している各般の問題について相談に応じ、必要な情報の提供及び助言を行い、犯罪被害者等の援助に精通している者を紹介する等必要な施策を講ずるものとする。

(損害賠償の請求についての援助等)

第十二条 国及び地方公共団体は、犯罪等による被害に係る損害賠償の請求の適切かつ円滑な実現を図るため、犯罪被害者等の行う損害賠償の請求についての援助、当該損害賠償の請求についてその被害に係る刑事に関する手続との有機的な連携を図るための制度の拡充等必要な施策を講ずるものとする。

(給付金の支給に係る制度の充実等)

第十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が受けた被害による経済的負担の軽減を図るため、犯罪被害者等に対する給付金の支給に係る制度の充実等必要な施策を講ずるものとする。

(保健医療サービス及び福祉サービスの提供)

第十四条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が心理的外傷その他犯罪等により心身に受けた影響から回復できるようにするため、その心身の状況等に応じた適切な保健医療サービス及び福祉サービスが提供されるよう必要な施策を講ずるものとする。

(安全の確保)

第十五条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等が更なる犯罪等により被害を受けることを防止し、その安全を確保するため、一時保護、施設への入所による保護、防犯に係る指導、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に証人等として関与する場合における特別の措置、犯罪被害者等に係る個人情報の適切な取扱いの確保等必要な施策を講ずるものとする。

(居住の安定)

第十六条 国及び地方公共団体は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るため、公営住宅（公営住宅法（昭和二十六年法律第百九十三号）第二条第二号に規定する公営住宅をいう。）への入居における特別の配慮等必要な施策を講ずるものとする。

(雇用の安定)

第十七条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の雇用の安定を図るため、犯罪被害者等が置かれている状況について事業主の理解を深める等必要な施策を講ずるものとする。

(刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等)

第十八条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等がその被害に係る刑事に関する手続に適切に関与することができるようにするため、刑事に関する手続の進捗状況等に関する情報の提供、刑事に関する手続への参加の機会を拡充するための制度の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(保護、捜査、公判等の過程における配慮等)

第十九条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等の保護、その被害に係る刑事事件の捜査又は公判等の過程において、名誉又は生活の平穩その他犯罪被害者等の人権に十分な配慮がなされ、犯罪被害者等の負担が軽減されるよう、犯罪被害者等の心身の状況、その置かれている環境等に関する理解を深めるための訓練及び啓発、専門的知識又は技能を有する職員の配置、必要な施設の整備等必要な施策を講ずるものとする。

(国民の理解の増進)

第二十条 国及び地方公共団体は、教育活動、広報活動等を通じて、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉又は生活の平穩への配慮の重要性等について国民の理解を深めるよう必要な施策を講ずるものとする。

(調査研究の推進等)

第二十一条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対し専門的知識に基づく適切な支援を行うことができるようにするため、心理的外傷その他犯罪被害者等が犯罪等により心身に受ける影響及び犯罪被害者等の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに国の内外の情報の収集、整理及び活用、犯罪被害者等の支援に係る人材の養成及び資質の向上等必要な施策を講ずるものとする。

(民間の団体に対する援助)

第二十二条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等に対して行われる各般の支援において犯罪被害者等の援助を行う民間の団体が果たす役割の重要性にかんがみ、その活動の促進を図るため、財政上及び税制上の措置、情報の提供等必要な施策を講ずるものとする。

(意見の反映及び透明性の確保)

第二十三条 国及び地方公共団体は、犯罪被害者等のための施策の適正な策定及び実施に資するため、犯罪被害者等の意見を施策に反映し、当該施策の策定の過程の透明性を確保するための制度を整備する等必要な施策を講ずるものとする。

第三章 犯罪被害者等施策推進会議

(設置及び所掌事務)

第二十四条 内閣府に、特別の機関として、犯罪被害者等施策推進会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 犯罪被害者等基本計画の案を作成すること。
- 二 前号に掲げるもののほか、犯罪被害者等のための施策に関する重要事項について審議するとともに、犯罪被害者等のための施策の実施を推進し、並びにその実施の状況を検証し、評価し、及び監視し、並びに当該施策の在り方に関し関係行政機関に意見を述べること。

(組織)

第二十五条 会議は、会長及び委員十人以内をもって組織する。

(会長)

第二十六条 会長は、内閣総理大臣をもって充てる。

2 会長は、会務を総理する。

3 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

(委員)

第二十七条 委員は、次に掲げる者をもって充てる。

- 一 国家公安委員会委員長
- 二 国家公安委員会委員長以外の国務大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者
- 三 犯罪被害者等の支援等に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第三号の委員は、非常勤とする。

(委員の任期)

第二十八条 前条第一項第三号の委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第一項第三号の委員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第二十九条 会議は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第三十条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める。

附 則 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成 26 年 6 月 25 日法律第 79 号) 抄

(施行期日等)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

4 「三重県犯罪被害者等支援条例」制定に当たっての犯罪被害者等実態調査結果

1. 調査の目的

「三重県犯罪被害者等支援条例」の制定を検討するに当たり、犯罪被害者等を対象として、犯罪被害者等が求める支援施策を把握し、本県における犯罪被害者等支援に係る条例及び今後の取組に反映させることを目的に実施しました。

2. 調査方法

(1) 調査対象

公益社団法人みえ犯罪被害者総合支援センターに実際に相談を行っている犯罪被害者等 35 名（回答総数：24 名）

(2) 調査方法

上記調査対象者に対し、趣旨を説明したうえで、調査票を配付し、郵送により回収

(3) 調査期間

平成 30 年 6 月 29 日から 8 月 31 日

(4) 調査票および調査結果について

調査票は、名古屋市が「名古屋市犯罪被害者等支援条例」の制定に当たって実施した「名古屋市犯罪被害者等ニーズ調査結果報告書」（平成 29 年 7 月 名古屋市）を参考にして作成し、同調査結果との比較検討を行いました。

<参考：名古屋市調査の概要>

回答総数：75 人

年 代：20 歳未満 1 人，20 歳代 2 人，30 歳代 1 人，40 歳代 13 人，
50 歳代 19 人，60 歳代 22 人，70 歳以上 16 人，不明 1 人

性 別：男 31 人，女 43 人，不明 1 人

居住地：名古屋市内 12 人，名古屋市外 62 人，不明 1 人

被害者との関係：被害者本人 3 人，配偶者 5 人，親 47 人，子ども 16 人，
きょうだい 7 人，その他 1 人

※被害者との関係はその内容が複数にわたるため、回答者総数より多くなっています。

3. 集計方法

(1) 回答を集計し、無回答も含め、回答総数に占める割合を算出のうえグラフ化しました。

(2) 自由記載の部分については、個人や事件を特定することができる情報が含まれるため、回答の一部を抜粋し、内容を一部編集のうえ掲載しています。

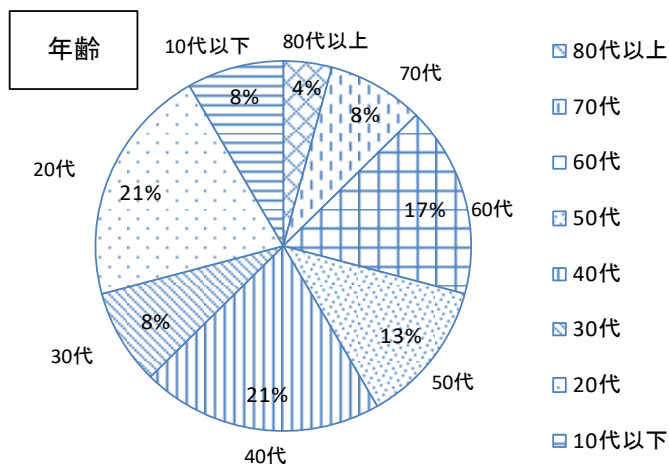
4. 調査結果

回答者の属性

問1 あなたについて(差し支えない範囲でお答えください)

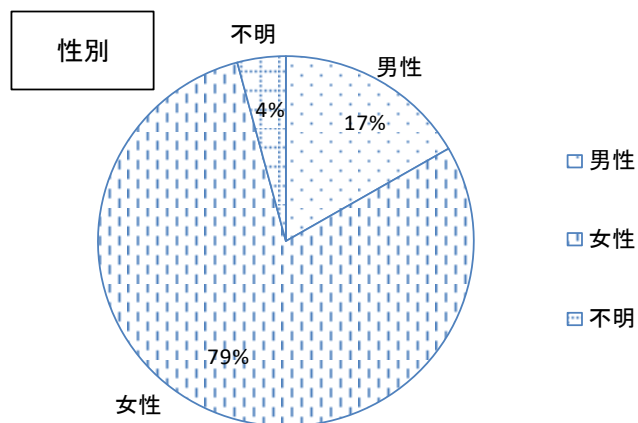
【三重県】

	年代	人数
年齢	80代以上	1
	70代	2
	60代	4
	50代	3
	40代	5
	30代	2
	20代	5
	10代以下	2
	合計	24



【三重県】

	性別	人数
性別	男性	4
	女性	19
	不明	1
	合計	24

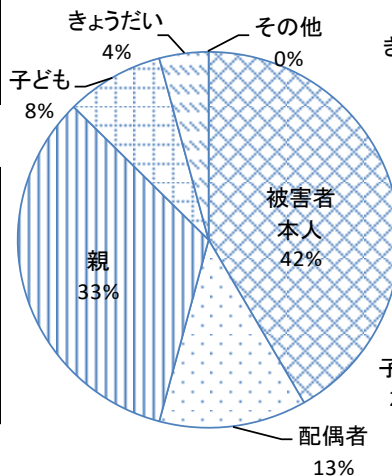


【三重県】

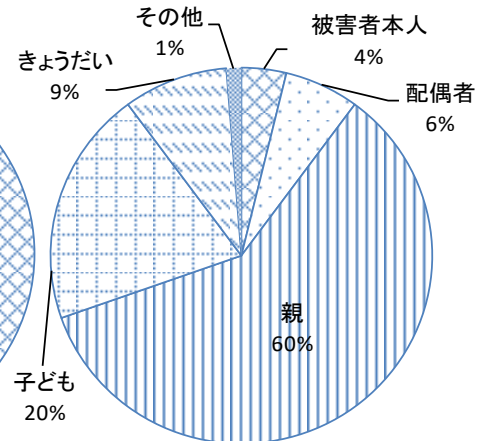
	回答	人数
被害者との関係	被害者本人	10
	配偶者	3
	親	8
	子ども	2
	きょうだい	1
	その他	0
	合計	24

被害者との関係

【三重県】



【名古屋市】



【名古屋市】

	回答	人数
被害者との関係	被害者本人	3
	配偶者	5
	親	47
	子ども	16
	きょうだい	7
	その他	1
	合計	79

※被害者との関係はその内容が複数にわたるため回答者総数より多くなっています。

被害後の問題

問2 被害に遭われた後、どのような問題に悩まされましたか。それぞれの項目についてご記載ください

注) 表上段が当県、下段が名古屋市の調査数値(75人)を「%」で表示(以下同じ)

(1) 経済面について

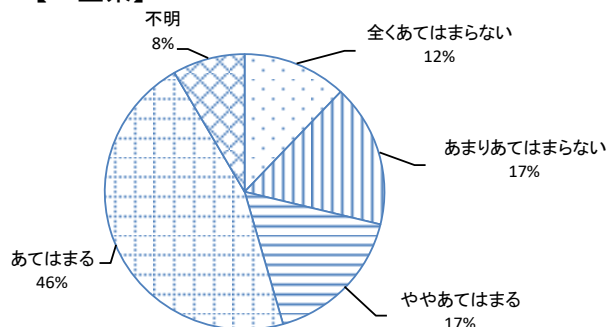
(%)

区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	不明
① 収入が減り、生活が苦しくなった	12	17	17	46	8
	43	21	16	20	0
② 事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用等の負担が生じた	25	0	21	46	8
	12	17	17	50	4
③ 事件がきっかけで退職・休職しなればならなかった	33	0	8	46	13
	38	12	11	36	3
④ 裁判で損害賠償請求が認められたが、賠償金が支払われていない	58	0	4	17	21
	46	11	1	17	25

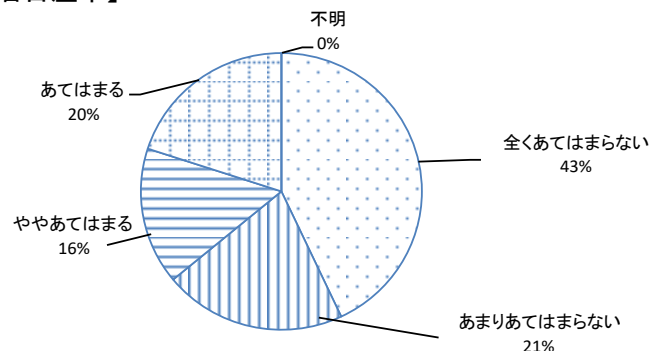
<設問ごとの名古屋市調査との回答割合比較>

① 収入が減り、生活が苦しくなった

【三重県】

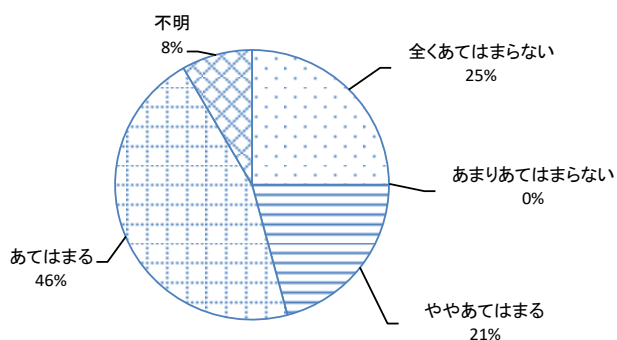


【名古屋市】

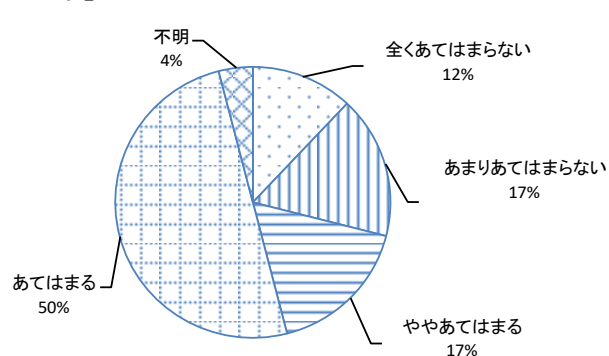


② 事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用等の負担が生じた

【三重県】

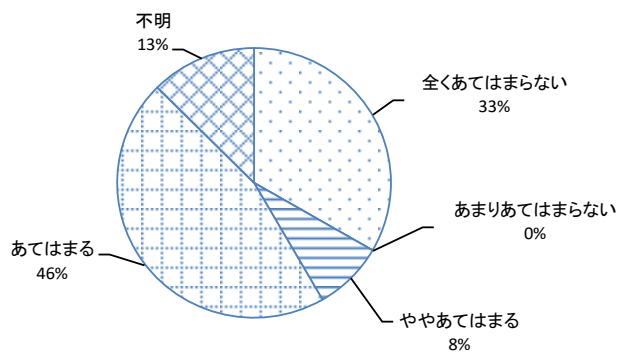


【名古屋市】

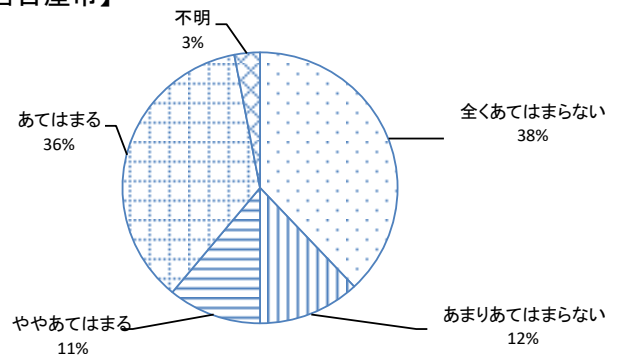


③ 事件がきっかけで退職・休職しなければならなかった

【三重県】

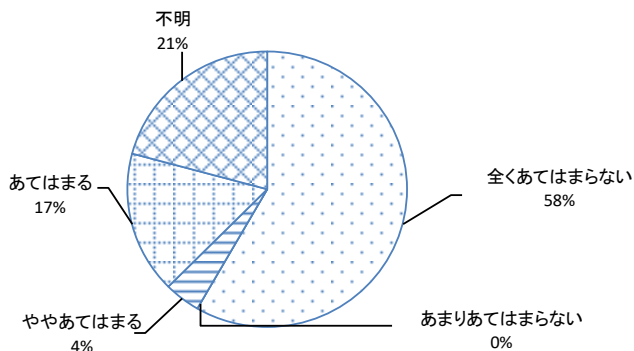


【名古屋市】

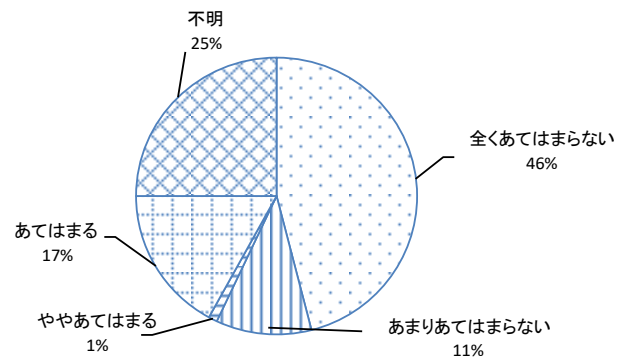


④ 裁判で損害賠償請求が認められたが、賠償金が支払われていない

【三重県】



【名古屋市】



【自由記載による回答】

- PTSDを発症し、気持ちが不安定となった。
- 通院もし、家事もあまりできなくなったことから、食費等の出費が多い。
- 学校を転校したことから、多くのお金がかかった。
- いまだ賠償金が支払われていない。
- 事件がきっかけで働くことができなくなり、生活に困窮している。
- 民事裁判の弁護士費用は苦渋の思いだった。
- 事件後、さまざまな出費がかさんだ。
- 賠償金が支払われないことがあり得ない。
- 仕事にたくさんの制限をかけ、収入が激減した。
- 民事裁判、損害賠償の時効延長、強制執行と費用がかかる。

【考察】

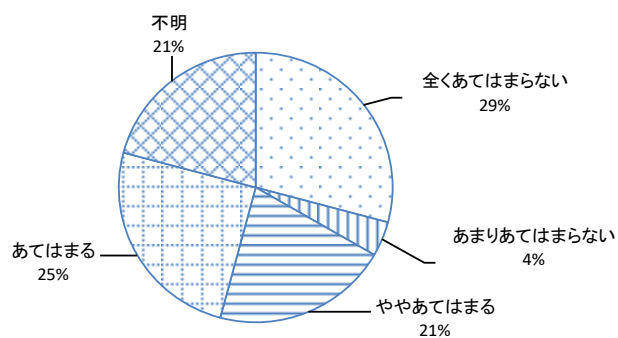
「収入が減り、生活が苦しくなった」「事件に関連して、医療費、交通費、裁判費用等の負担が生じた」との質問に対し、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答された方が、それぞれ63%、67%であり、自由記載でも同様の回答があるため、経済的負担の軽減を図る必要があると考えられます。

(2)生活面について

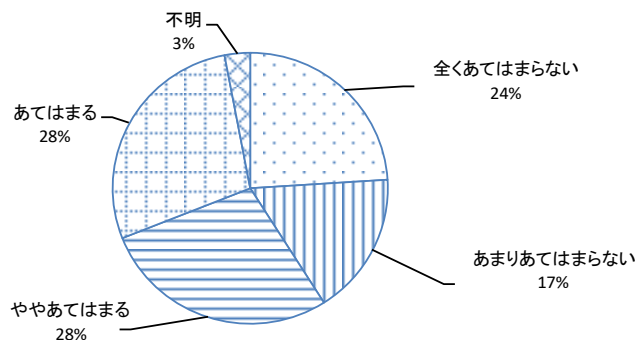
区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	不明
① 家事、育児、介護等ができなくなった	29	4	21	25	21
	24	17	28	28	3
② マスコミの取材で生活に支障が出た	58	9	0	29	4
	28	27	25	20	0
③ 転居しなければならなかった	42	21	12	12	13
	57	19	4	17	3
④ 刑事手続きについてわからず困った	25	8	17	37	13
	8	15	24	44	9
⑤ 民事裁判の手続きがわからず困った	29	12	13	29	17
	11	16	19	34	20
⑥ 役所の手続きがわからず困った	17	8	25	42	8
	9	25	27	24	15

① 家事、育児、介護等ができなくなった

【三重県】

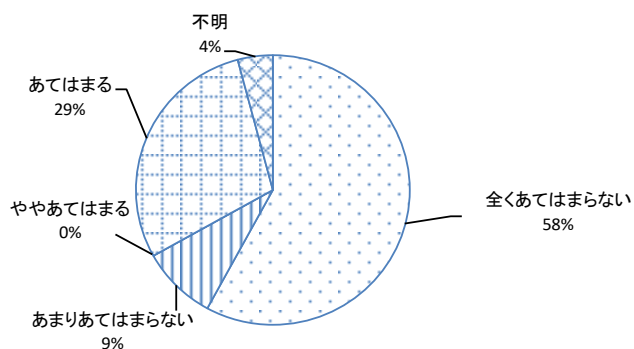


【名古屋市】

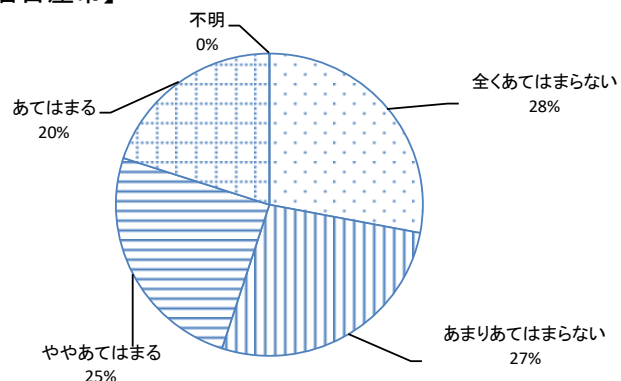


② マスコミの取材で生活に支障が出た

【三重県】

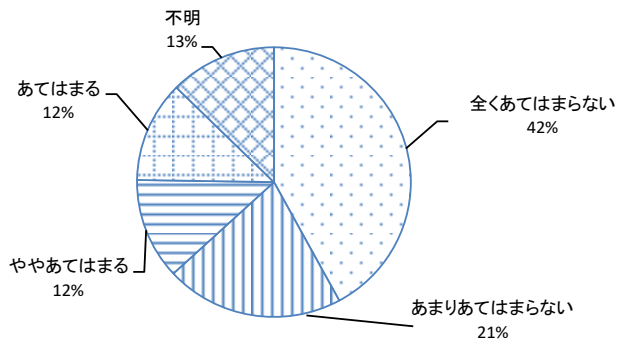


【名古屋市】

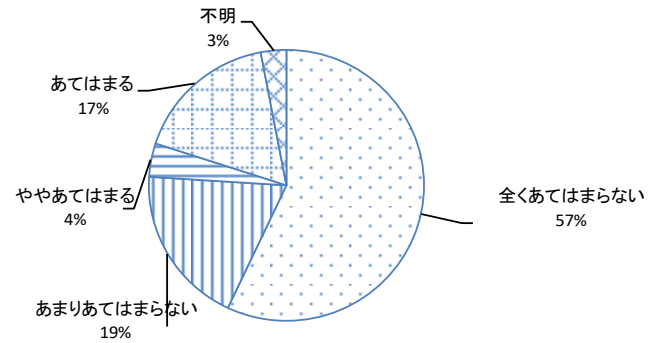


③ 転居しなければならなかった

【三重県】

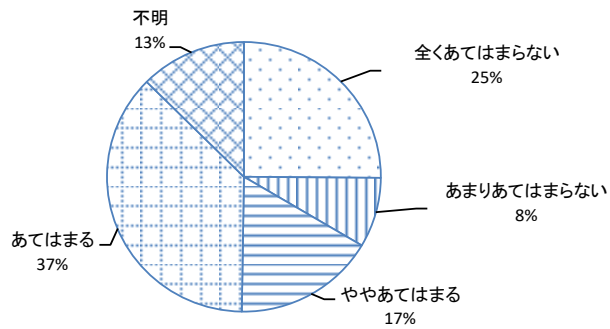


【名古屋市】

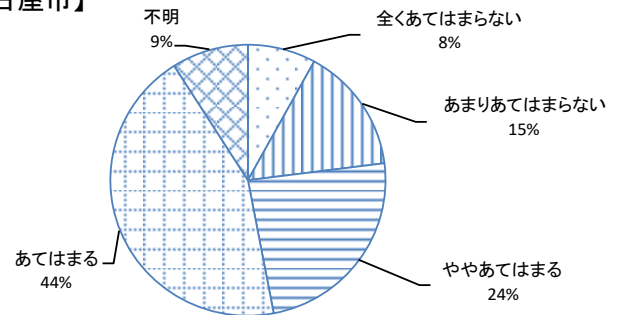


④ 刑事手続きについてわからず困った

【三重県】

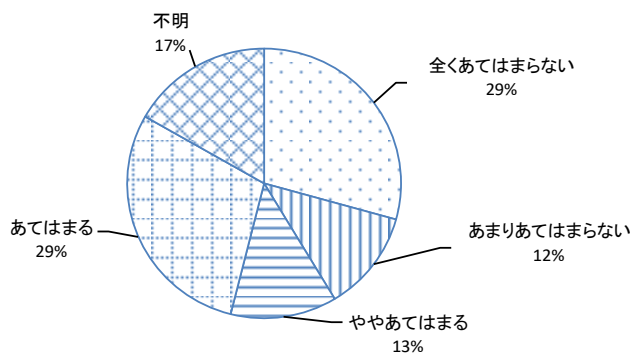


【名古屋市】

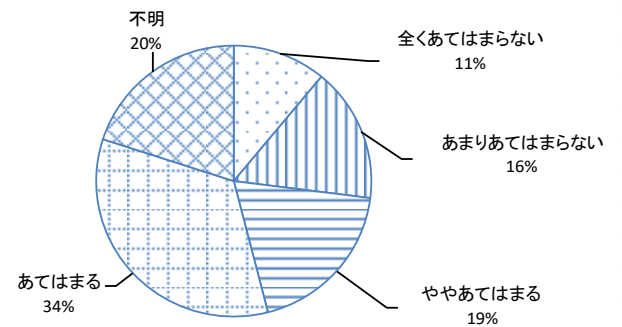


⑤ 民事裁判の手続きがわからず困った

【三重県】

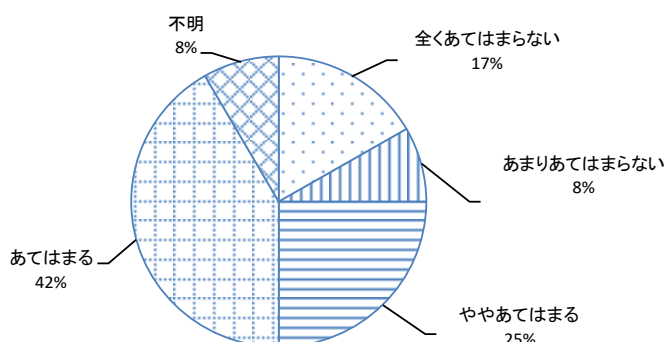


【名古屋市】

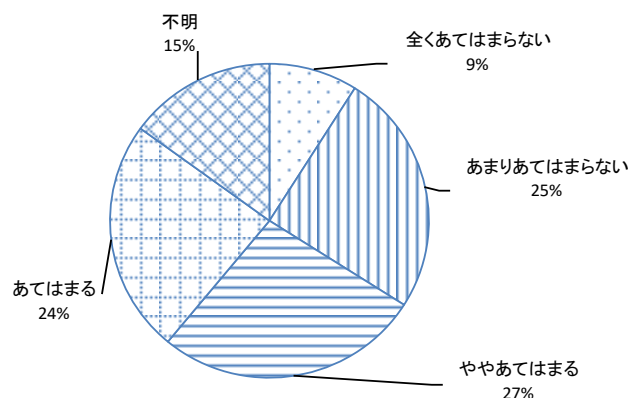


⑥ 役所の手続きがわからず困った

【三重県】



【名古屋市】



【自由記載による回答】

- 子どもの世話が全くできなくなった。
- 被害者の人権はなかった。
- 家事ができなくなった。
- 深い悲しみの中で、自分を保つのがやっとで、育児もできないほどであった。
- マスコミがしつこくて困った。
- 子どもの毎日の送迎が必要になり、仕事にも支障をきたした。
- 一時期、実家に避難しなければならなくなった。
- すべてのことを一人でしなければならなくなった。
- 玄関のインターホンが怖くなった。マスコミが駐車場に溢れ、近隣に迷惑をかけた。
- 買い物に行くことも億劫になった。

【考察】

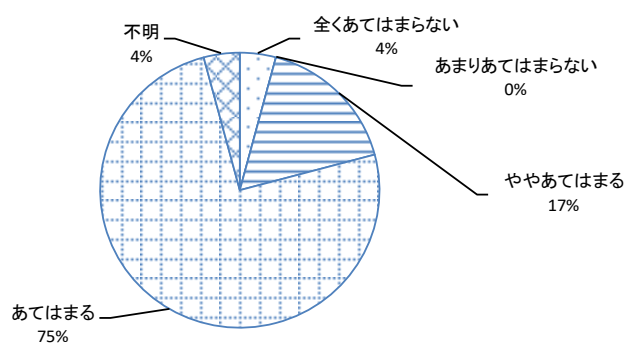
「役所の手続きがわからず困った」との質問に対し、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答された方が、67%であることから、必要な手続きに関する情報提供と、手続きの支援が必要と考えられます。また、自由記載では、「家事」や「育児」等ができなくなった旨の回答をされる方が多いことから、寄り添い、付添い支援が必要であると考えられます。

(3)心身の不調について

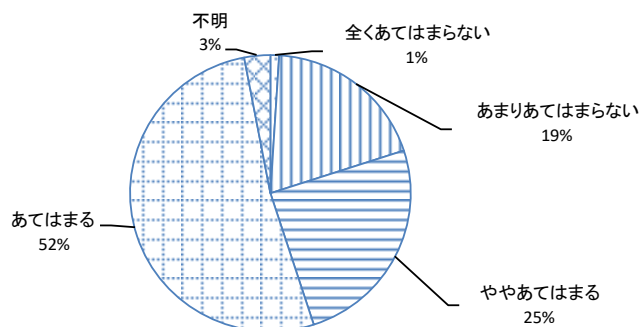
区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	不明
① 不眠、食欲減退等の症状が1ヵ月以上続いた	4	0	17	75	4
	1	19	25	52	3
② 心身の不調のため、医療機関で治療を受けた	17	8	4	58	13
	16	27	15	41	1
③ 無力感に苛まれた	4	8	21	67	0
	1	8	23	64	4

① 不眠、食欲減退等の症状が1ヵ月以上続いた

【三重県】

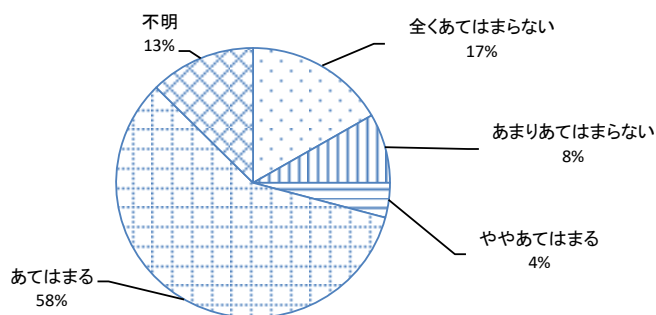


【名古屋市】

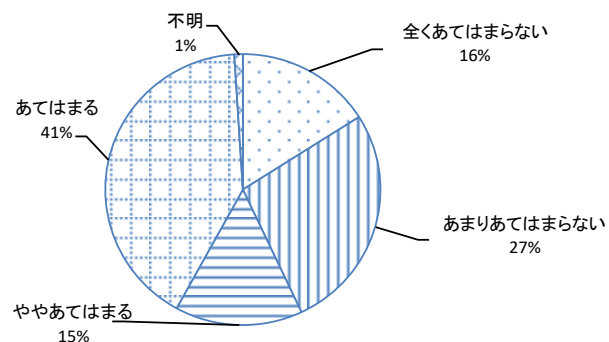


② 心身の不調のため、医療機関で治療を受けた

【三重県】

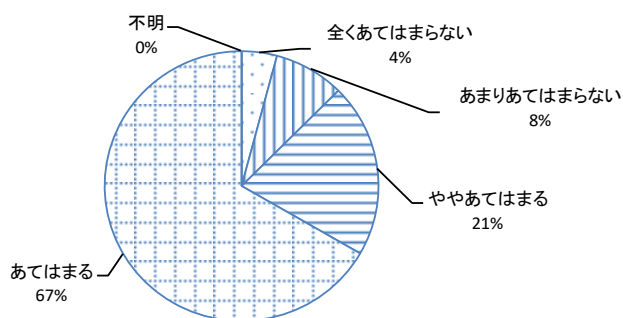


【名古屋市】

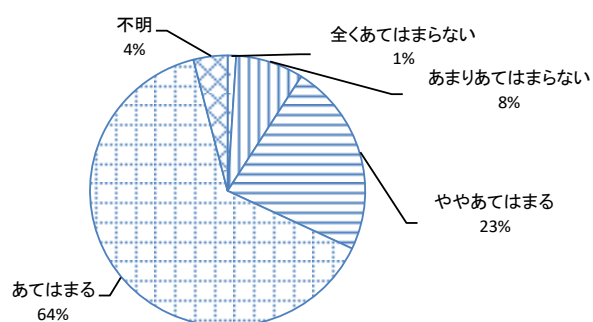


③ 無力感に苛まれた

【三重県】



【名古屋市】



【自由記載による回答】

- 解離症状、感情鈍麻、うつ症状により、現在も通院している。
- 何度も自殺を考えた。
- 事件直後は、突然の出来事に対する心の処理ができず、何も感じられなかったが、日を追うごとに心の不調を感じるようになった。
- 薬を飲まないと眠れなくなった。
- 音と暗いところが怖い。
- ストレスによる内臓不調になり、下痢が続いた。
- 事件後2か月ほど食べ物の味がしなかった。
- この先、どうなるのかと不安でいっぱいであった。

【考察】

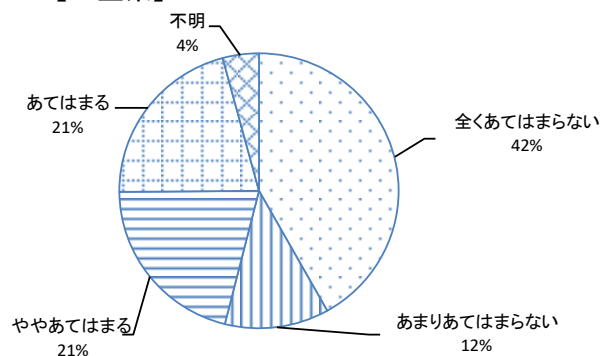
「不眠、食欲減退等の症状が1ヵ月以上続いた」(92%)、「心身の不調のため、医療機関で治療を受けた」(62%)、「無力感に苛まれた」(88%)と、いずれの質問に対しても「あてはまる」「ややあてはまる」と回答された方が多く、すべての項目において、「あてはまる」と回答された方の割合が最も多いことから、医療機関や専門家によるケア等、心身に受けた影響から回復できるようにするための保健医療サービスおよび福祉サービスの適切な提供が必要であると考えられます。

(4)人間関係について

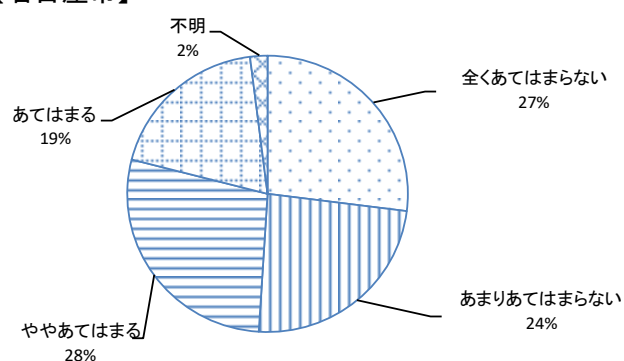
区分	全くあてはまらない	あまりあてはまらない	ややあてはまる	あてはまる	不明
① 事件後、家族関係が悪くなってしまった	42	12	21	21	4
	27	24	28	19	2
② 人目が気になり、外出できなくなった	17	12	33	38	0
	12	28	31	27	2
③ 噂をたてられたり、心ない言葉に傷つけられたりした	34	8	17	33	8
	15	23	21	38	3
④ インターネット等で誹謗中傷をうけた	42	12	13	25	8
	46	17	12	17	8
⑤ 相談できる人がいなかった	29	29	13	25	4
	21	29	19	27	4

① 事件後、家族関係が悪くなってしまった

【三重県】

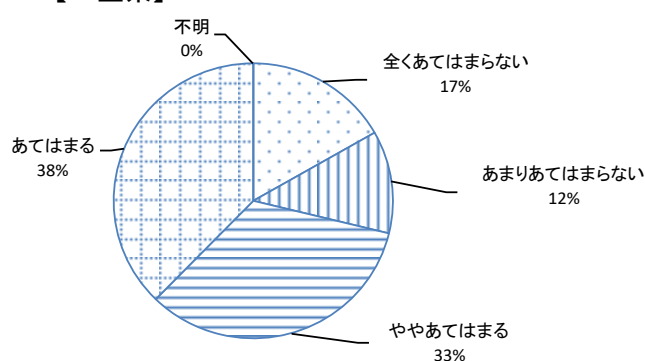


【名古屋市】

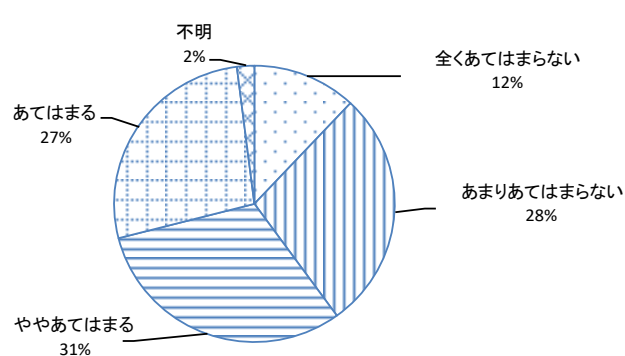


② 人目が気になり、外出できなくなった

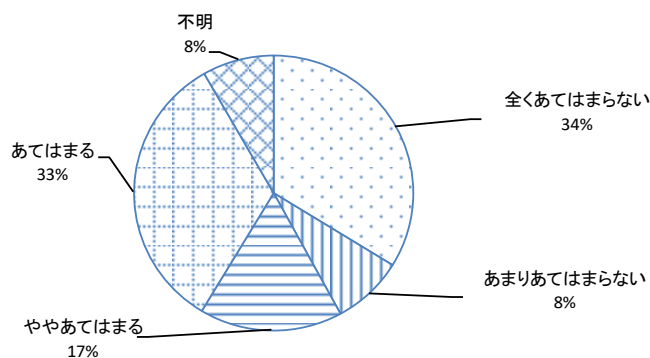
【三重県】



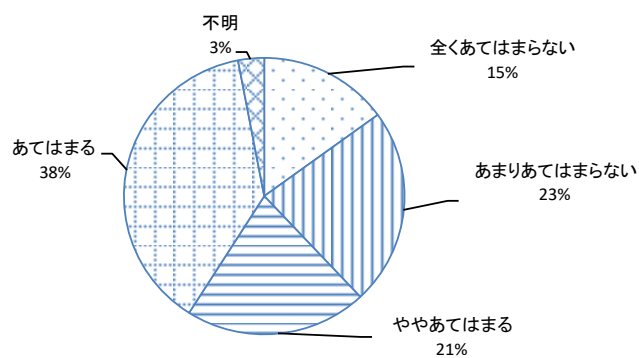
【名古屋市】



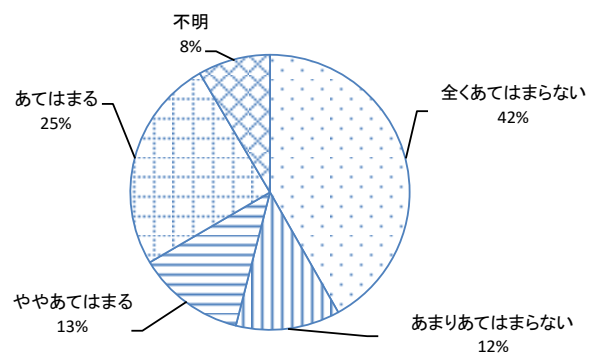
③ 噂をたてられたり、心ない言葉に傷つけられたりした
【三重県】



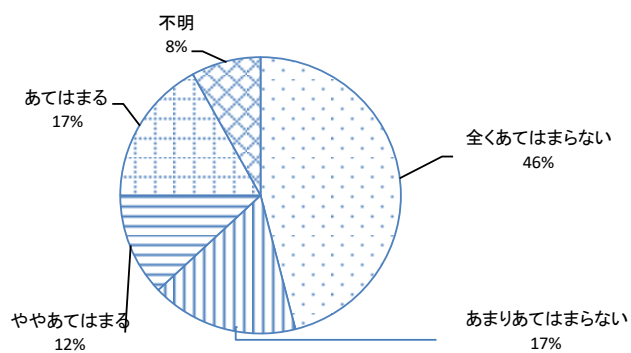
【名古屋市】



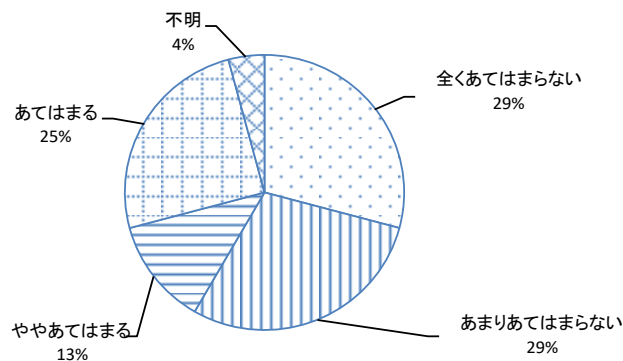
④ インターネット等で誹謗中傷をうけた
【三重県】



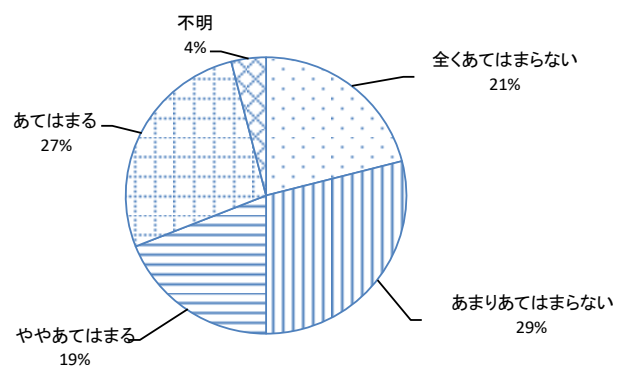
【名古屋市】



⑤ 相談できる人がいなかった
【三重県】



【名古屋市】



【自由記載による回答】

- 対人関係がうまくいかなかった。
- しつこく聞かれたうえ、あることないことを勝手に作られ、それが広まった。
- 近所の方に心無い言葉をかけられた。
- 「さぞ、賠償してもらっているのだろう」と言われた。
- 裁判が終わった後も、事件を思い出すようなことを家族から言われる。
- 人の言葉を信用することが怖くなった。
- 人間不信に陥る。
- 職場での嫌がらせや噂、悪口がひどかった。

【考察】

「人目が気になり、外出できなくなった」との質問に対し、「あてはまる」「ややあてはまる」と回答された方が71%であり、また、自由記載において、「職場での嫌がらせや噂、悪口がひどかった」と回答される方がいるなど、犯罪被害者等への理解の促進が必要であると考えられます。

(5) その他、悩まれた問題について

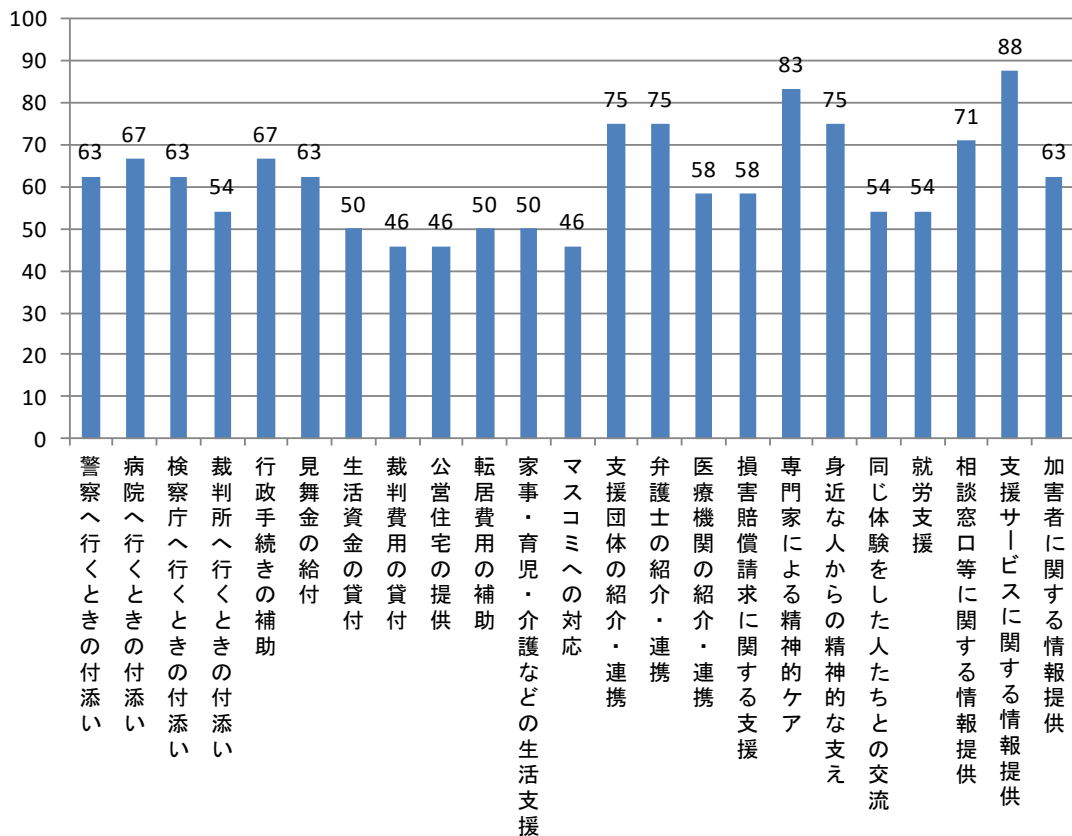
【自由記載による回答】

- 過呼吸や発作に苦しみ、フラッシュバックを頻繁に起こした。
- 自分の生活が一変した。
- 子どもたちを育てることができるのかとても不安になり、心が折れそうになった。
- 被害について、家族が一生背負って生きていくことになる。
- いろいろなことを考えすぎて、前に進む勇気がなかった。
- 生活するのに大変で、生活保護も考えたが、駄目であった。
- 加害者からの再被害が心配。
- 事件の前の気持ちに戻れる日はない。
- 一生、傷が癒えることはない。

必要な支援

問3 事件後に必要な支援について必要だと思うものに○をつけてください(いくつでも)

区分	当県調査 (%)	割合順位	名古屋市調査(%)	
			直後	中長期
① 警察へ行くときの付添い	63	9位	61	23
② 病院へ行くときの付添い	67	7位	32	8
③ 検察庁へ行くときの付添い	63	9位	56	31
④ 裁判所へ行くときの付添い	54		57	39
⑤ 行政手続きの補助	67	7位	49	17
⑥ 見舞金の給付	63	9位	36	17
⑦ 生活資金の貸付	50		28	19
⑧ 裁判費用の貸付	46		24	25
⑨ 公営住宅の提供	46		17	15
⑩ 転居費用の補助	50		23	19
⑪ 家事・育児・介護などの生活支援	50		48	28
⑫ マスコミへの対応	46		56	23
⑬ 支援団体の紹介・連携	75	3位	56	35
⑭ 弁護士の紹介・連携	75	3位	73	37
⑮ 医療機関の紹介・連携	58		29	20
⑯ 損害賠償請求に関する支援	58		55	41
⑰ 専門家による精神的ケア	83	2位	52	48
⑱ 身近な人からの精神的な支え	75	3位	53	39
⑲ 同じような体験をした人たちとの交流	54		37	55
⑳ 就労支援	54		－	－
㉑ 相談窓口等に関する情報提供	71	6位	－	－
㉒ 支援サービスに関する情報提供	88	1位	－	－
㉓ 加害者に関する情報提供	63	9位	57	61



問3設問において 回答割合の高い上位12項目

区分	当県調査 (%)	割合順位	名古屋市調査(%)	
			直後	中長期
②② 支援サービスに関する情報提供	88	1位	—	—
①⑦ 専門家による精神的ケア	83	2位	52	48
①③ 支援団体の紹介・連携	75	3位	56	35
①④ 弁護士の紹介・連携	75	3位	73	37
①⑧ 身近な人からの精神的な支え	75	3位	53	39
②① 相談窓口等に関する情報提供	71	6位	—	—
② 病院へ行くときの付添い	67	7位	32	8
⑤ 行政手続きの補助	67	7位	49	17
① 警察へ行くときの付添い	63	9位	61	23
③ 検察庁へ行くときの付添い	63	9位	56	31
⑥ 見舞金の給付	63	9位	36	17
②③ 加害者に関する情報提供	63	9位	57	61

【自由記載による回答】(その他、必要だと思う支援)

- 通院時の送迎・付添いは、事件に関係のない、持病等の受診についても適用してほしい。
- 早くに対応方法を知りたかった。
- 難しい言葉が理解できなかった。
- 通院費の補助があれば助かる。
- 金銭面ですぐに支援してもらいたい。
- 事件(事故)後すぐに何かしらの行政からの金銭的な援助があれば、とても助かる。
- 被害者の一切の負担をなくしてほしい。
- 手続きは簡素であるほうがいい。
- すべての支援が必要であると思うが、どこまで必要な支援を届けてくれるのかが心配。

【考察】

「支援サービスに関する情報の提供」、「専門家による精神的ケア」についてのニーズが高く、各機関に対する口付添い支援、見舞金の給付を望む声も多いことから、これらのニーズに応える各種施策を推進する必要があると考えられます。

受けられた支援

問4 実際に相談された機関・受けられた支援について

【自由記載による回答】

＜支援団体＞

- 電話相談、弁護士紹介、付添い支援。
- 警察への付添い、病院への付添い、検察庁・裁判所への付添い支援。
- 病院受診の紹介、付添い支援。
- 事件直後からの、カウンセリングや事務手続きの補助など。
- 奨学金の相談。
- ワンストップ支援。

その他ご意見

問5 その他、支援等に関してのご意見

【自由記載による回答】

- 何かの支援を受けるにも、すべて書類を揃えることが必要で、とても大変であった。
- 慣れないところに行く必要があり、本当に不安であった。
- もう少し早く、自立支援の制度を知っていれば、窓口での負担も経済的負担も軽減できた。
- 今後も継続した支援をお願いしたい。

5 三重県犯罪被害者等見舞金給付要領

（趣旨）

第1条 この要領は、三重県犯罪被害者等見舞金（以下「見舞金」という。）の給付について、三重県補助金等交付規則（昭和37年三重県規則第34号）、環境生活部関係補助金等交付要綱（平成24年三重県告示第243号）及び三重県の交付する補助金等からの暴力団等排除措置要綱に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1）犯罪行為 日本国内又は日本国外にある日本船舶若しくは日本航空機内において行われた人の生命又は身体を害する罪に当たる行為（刑法（明治40年法律第45号）第37条第1項本文、第39条第1項又は第41条の規定により罰せられない行為を含むものとし、同法第35条又は第36条第1項の規定により罰せられない行為及び過失による行為を除く。）をいう。
- （2）犯罪被害 犯罪行為による死亡、重傷病又は精神疾患をいう。
- （3）犯罪被害者 犯罪被害を受けた者をいう。
- （4）犯罪被害者等 犯罪被害を受けた者及びその遺族をいう。
- （5）重傷病 負傷又は疾病にかかる身体の被害であって、当該負傷又は疾病の療養に要する期間が1か月以上かつ通算3日以上入院を要すると医師に診断されたものをいう。
- （6）精神疾患 刑法犯罪のうち、個人の生命及び身体を侵害する度合いが高い特定の犯罪である殺人未遂、強盗、強姦等、強制わいせつ、略取誘拐及び人身売買（殺人未遂以外の犯罪についても未遂を含む。）の被害を受けたことを起因とする精神的衝撃による精神の被害であって、その療養に要する期間が3か月以上かつ通算3日以上労務に服することができないと医師に診断されたものをいう。
- （7）犯罪被害を知った日 犯罪被害者が死亡した場合は、その遺族が警察等からの連絡により当該死亡の事実を知った日をいい、犯罪被害者が重傷病又は精神疾患を負った場合は、医師の診断により重傷病又は精神疾患であると診断された日をいう。

（見舞金の種類、給付額及び給付対象者）

第3条 見舞金の種類、給付額及び給付対象者は、次の各号に定めるところとする。

なお、同一の世帯において給付対象者が複数いる場合、又は、給付対象者が複数の給付を受けることとなる場合には、上限を60万円として給付する。

（1）遺族見舞金

ア 給付額

60万円

イ 給付対象者

犯罪行為により死亡した犯罪被害者の遺族（第3条第1項第2号、同項第3号に定める給付後死亡した者の遺族を含む）であって、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第4条第3項から第4項に定める第1順位遺族

（2）重傷病見舞金

ア 給付額

20万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第2条第1項第5号にいう犯罪被害者

（3）精神療養見舞金

ア 給付額

5万円

イ 給付対象者

当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有する第2条第1項第6号にいう犯罪被害者

（4）前三号に掲げる見舞金について、給付対象者が、やむを得ない事情により住民登録をせずに県内に居住している場合は、県内に居住していることが客観的に確認できる書類の提出により「県内に住所を有している者」とみなすことができる。

（遺族の範囲及び順位）

第4条 遺族見舞金の給付対象者は、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、次の各号のいずれかに該当する者とする。

（1）犯罪被害者の配偶者（婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）

（2）犯罪被害者の収入によって生計を維持していた世帯（以下「同一生計維持世帯」という。）における当該犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹（以下「生計維持遺族」という。）

（3）前号に該当しない犯罪被害者の子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹

- 2 犯罪被害者の死亡の当時、胎児であった子がその後出生した場合において、前項の規定の適用については、その母が犯罪被害者の死亡の当時、犯罪被害者の収入によって生計を維持していたときは同項第2号の子とし、その他のときにあつては、同項第3号の子とみなす。
- 3 遺族見舞金給付対象の遺族の順位は、第1項各号の順序とし、同項第2号及び第3号に掲げる者のうちにあつては、それぞれ当該各号に掲げる順序とする。この場合において、父母については養父母を先にし、実父母を後とする。
ただし、第1順位遺族が当該見舞金の申請をしない場合は、第2順位以降の遺族は、当該見舞金の申請をすることができない。
- 4 第1項の規定に関わらず、犯罪被害者を故意に死亡させ、又は犯罪被害者の死亡前に、当該犯罪被害者の死亡によって遺族見舞金の給付を受けることができる先順位若しくは同順位遺族となるべき者を故意に死亡させた者は、遺族見舞金の給付を受けることができる遺族としない。

（見舞金を給付しないことができる場合）

第5条 知事は、次の各号に掲げる場合は、見舞金を給付しないことができる。

- (1) 当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者又は第1順位遺族と加害者との間に親族関係（事実上の婚姻関係を含む。）があつたとき。
ただし、犯罪被害者が18歳未満の者を監護していた場合は、この限りでない。
- (2) 犯罪被害者が犯罪行為を誘発したとき、その他当該犯罪被害につき、犯罪被害者にも、その責めに帰すべき行為があつたとき。
- (3) 犯罪被害者等が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号及び第6号に定める暴力団、暴力団員のほか、暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等密接な関係を有する者であつたとき。
- (4) 前三号に掲げる場合のほか、犯罪被害者等と加害者との関係その他の事情から判断して、見舞金を給付することが社会通念上適切でないと認められるとき。

（見舞金の給付の申請）

第6条 遺族見舞金の給付を申請しようとする場合は、三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）給付申請書（様式第1号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請できる。

- (1) 犯罪被害者の死亡診断書又は死体検案書その他当該犯罪被害者の死亡の事実及び死亡の年月日を証明することができる書類の写し

- (2) 申請を行う者が、犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 申請を行う者の氏名、生年月日及び犯罪被害者との続柄に関する市町村長の発行する戸籍の謄本又は抄本その他の証明書
- (4) 申請を行う者が犯罪被害者と婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者であるときは、その事実を認めることができる書類（住民票の写し、犯罪被害者及び申請を行う者の親族、友人、隣人等の申述書等）
- (5) 申請を行う者が配偶者（婚姻の届出をしていないが、犯罪被害者の死亡の当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）以外の者であるときは、第1順位遺族であることを証明することができる書類（先順位の人死亡を明らかにすることができる戸籍の謄本又は抄本）
- (6) 申請を行う者が生計維持遺族であるときは、当該犯罪被害の原因となった犯罪行為が行われた時において、犯罪被害者の収入によって生計を維持していた事実を認めることができる書類
- (7) 遺族見舞金の給付を受けることができる遺族が2人以上あるときは、三重県犯罪被害者等見舞金（遺族見舞金）受給代表者決定申出書（様式第3号）
- (8) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- (9) その他、知事が必要と認める書類

2 重傷病見舞金・精神療養見舞金の給付を申請しようとする場合は、三重県犯罪被害者等見舞金（重傷病・精神療養見舞金）給付申請書（様式第4号）及び犯罪被害申告書（様式第2号）に、次の各号に定める書類を添えて、知事に提出しなければならない。

ただし、申請を行う者が未成年者又はやむを得ない事情により当該見舞金の申請ができない場合は、当該申請を行う者の法定代理人が代理申請することができる。

- (1) 重傷病・精神疾患に該当することが証明できる医師の診断書
診断書には、受傷日、療養期間、入院日数、病名を明記すること。精神療養見舞金にかかるものについては、入院日数の記載は要せず、その症状の程度が通算3日以上労務に服することができないことを明記すること。
- (2) 犯罪被害の原因となる犯罪行為が行われた時において、県内に住所を有していた者又は居住していた者であることを証明する書類（住民票の写し、戸籍の附票等）
- (3) 犯罪被害にあった事実を認めることができる書類（盗難等被害届出証明書、交通事故証明書等）
- (4) その他、知事が必要と認める書類

（給付の申請の期限）

第7条 前条の規定による申請は、当該犯罪被害を知った日から1年を経過したとき又は犯罪被害が発生した日から7年を経過したときは、することができない。

なお、重傷病見舞金、精神療養見舞金の給付を受けた者が、遺族見舞金の給付を受けた場合にあっても、犯罪被害を知った日から1年を経過したときには、これを行うことができない。

ただし、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律（平成25年法律第86号）第2条第1項各号に定める危険運転致死傷にあつては、故意による犯罪であることを知った日から、1年以内に限り、当該申請を行うことができる。

（給付の決定等）

第8条 知事は、第6条の規定による申請があつた場合は審査を行った後、見舞金を給付する旨又は給付しない旨の決定を行わなければならない。

2 知事は、前項の決定を行った時は、速やかに、三重県犯罪被害者等見舞金給付決定通知書（様式第5号）又は三重県犯罪被害者等見舞金不給付決定通知書（様式第6号）により、申請を行った者に通知するものとする。

3 知事は、第1項に規定する見舞金の審査に際し、申請者等から当該申請にかかる状況等について調査を行うことができる。この場合、知事は申請書及び添付書類等の内容審査のほか、必要に応じて関係機関への照会を行うことができる。

4 前項の規定は、見舞金の給付決定後においても適用があるものとする。

（見舞金の請求）

第9条 前条に規定する通知により見舞金の給付決定を受けた者は、三重県犯罪被害者等見舞金給付請求書（様式第7号）により、知事に当該見舞金の給付を請求するものとする。

（給付の決定の取り消し）

第10条 知事は、見舞金の給付決定を受けた者が当該給付を受ける資格がないと判明したときは、当該決定を取り消すことができる。

2 知事は、見舞金を給付する旨の決定を受けた者が偽りその他不正の手段により当該決定を受けたと認めるときは、当該決定を取り消すことができる。

（見舞金の返還）

第11条 前条の規定により決定を取り消した場合において、既に見舞金が給付されているときは、当該見舞金の給付を受けた者は知事が定める日までに見舞金を返還しなければならない。

（その他）

第 12 条 この要領に定めるもののほか、見舞金の給付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附則

この要領は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、同日以降に発生した犯罪行為に起因する犯罪被害について適用する。

6 三重県犯罪被害者等支援施策推進協議会名簿

令和元年12月1日現在

氏 名	所属団体・役職等	備考
伊藤 正朗	三重弁護士会推薦弁護士 三重弁護士会犯罪被害者支援センター委員長	会長
上野 達彦	三重大学名誉教授 犯罪のない安全で安心な三重のまちづくり推進会議会長	副会長
仲 律子	三重県臨床心理士会 顧問	
鷺見 三重子	いのちの言葉プロジェクト 代表	
細川 光雄	公益社団法人 みえ犯罪被害者総合支援センター事務局長	
織田 貴子	日本司法支援センター三重地方事務所 事務局長	
坂崎 史知	津地方検察庁 統括捜査官 被害者支援担当	
金川 裕之	三重県警察本部警務部広聴広報課長	
山澤 正和	三重県環境生活部くらし・交通安全課長	

【事務局】

三重県環境生活部くらし・交通安全課

7 犯罪被害者等支援に関する相談窓口・総合的対応窓口一覧

犯罪被害者等支援に関する相談窓口一覧

犯罪等に遭われた方やそのご家族、ご遺族のための相談窓口です。

県の相談窓口

相談内容		窓口名称	電話番号	受付時間
犯罪被害者等の支援に関する総合的対応窓口		三重県環境生活部 くらし・交通安全課	059-224-2664	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
性犯罪・性暴力に関する相談及び支援		性暴力被害者支援 センター よりこ	059-253-4115	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 10:00～16:00
交通事故に関する相談		交通事故相談(三重 県環境生活部くらし・交通安全課内)	059-224-2201	月～木曜 (年末年始、祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
DV被害に関する相談		女性相談所(三重県 配偶者暴力相談支援 センター)	059-231-5600	月・水・金曜 9:00～17:00 火・木曜 9:00～20:00 (年末年始、祝日を除く)
障がい者虐待に関する相談		三重県障害者権利 擁護センター	059-224-2798	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
児童虐待に関する相談 管轄の児童相談所が分からない方は、 児童相談所 全国共通ダイヤル 189 (いちはやく) 【24時間対応】	児童 相談 セン ター (児童 相談 所)	北勢児童相談所 (桑名市、いなべ市、 四日市市、桑名郡、 員弁郡、三重郡)	059-347-2030	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		鈴鹿児童相談所 (鈴鹿市、亀山市)	059-382-9794	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		中勢児童相談所 (津市、松阪市、 多気郡)	059-231-5666	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		南勢志摩児童相談所 (伊勢市、鳥羽市、 志摩市、度会郡)	0596-27-5143	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		伊賀児童相談所 (伊賀市、名張市)	0595-24-8060	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
		紀州児童相談所 (尾鷲市、熊野市、 北牟婁郡、南牟婁郡)	0597-23-3435	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15

警察の相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害者等支援に関する相談	三重県警察本部 被害者支援室	059-222-0110 (代)	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
性犯罪被害に関する相談	性犯罪被害相談電話 #8103 (ハートさん)	#8103 (ハートさん) 又は 0120-110919	24時間対応
犯罪被害に遭われた少年に関する相談	少年相談110番	0120-417867	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
暴力団犯罪による被害者からの相談	暴力相談電話	059-228-8704	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
外国人の方からの犯罪被害等に関する相談	国際事犯相談電話	059-223-2030	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
警察活動に関する相談	警察安全相談電話	#9110 又は 059-224-9110	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

関係機関・団体の相談窓口

相談内容	相談窓口	電話番号	受付時間
犯罪被害に関する相談及び支援	公益社団法人 みえ犯罪被害者総合 支援センター	059-221-7830	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 10:00～16:00
犯罪被害に関する相談及び支援	津地方検察庁 被害者ホットライン	059-228-4166	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
犯罪被害に関する法律相談	三重弁護士会 犯罪被害者支援 センター	059-228-2232 電話受付後、随時相談を実施 します。	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
犯罪被害者等支援に関する 情報提供等	日本司法支援セン ター (法テラス) サポートダイヤル	0570-079714	月～金曜 (年末年始、祝日除く) 9:00～21:00 土曜 9:00～17:00
	日本司法支援セン ター (法テラス) 三重地方事務所	0570-078344 IP電話をご利用の場合は、 050-3383-5470	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00

市・町の総合的対応窓口

市町名	相談窓口	電話番号	受付時間
津市	市民部 市民交流課	059-229-3252	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
四日市市	市民文化部 市民協働安全課	059-354-8179	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
伊勢市	危機管理部 危機管理課	0596-21-5524	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
松阪市	環境生活部 地域安全対策課	0598-53-4074	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
桑名市	生活安全対策室	0594-24-1337	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
鈴鹿市	危機管理部 交通防犯課	059-382-9022	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
名張市	市民部 市民相談室	0595-63-7416	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
尾鷲市	市民サービス課	0597-23-8250	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
亀山市	防災安全課	0595-84-5035	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
鳥羽市	総務課 防災危機管理室	0599-25-1118	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
熊野市	市民保険課	0597-89-4111 (内線133)	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
いなべ市	総務部 総務課	0594-86-7745	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
志摩市	総務部 地域防災室	0599-44-0203	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
伊賀市	人権生活環境部 市民生活課	0595-22-9638	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
木曽岬町	危機管理課	0567-68-6101	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15

市町名	相談窓口	電話番号	受付時間
東員町	町民課	0594-86-2806	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:15～17:00
菰野町	総務課 安全安心対策室	059-391-1102	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
朝日町	総務課	059-377-5651	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
川越町	福祉課	059-366-7116	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
多気町	総務課	0598-38-1111	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
明和町	人権生活環境課	0596-52-7117	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
大台町	総務課	0598-82-3781	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
玉城町	税務住民課	0596-58-8201	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
度会町	防災環境課	0596-62-2424	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
大紀町	総務財政課	0598-86-2212	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
南伊勢町	防災安全課	0599-66-1704	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
紀北町	危機管理課	0597-46-3114	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
御浜町	総務課	05979-3-0505	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
紀宝町	総務課	0735-33-0333	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15

悩み・困りごとに関する県の相談窓口一覧

生活上の悩みや困りごとの相談窓口です。

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間
消費生活に関するトラブル等の相談	三重県消費生活センター	059-228-2212	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 9:00～12:00 13:00～16:00
性別にとらわれず自分らしく生きていくうえでのさまざまな悩みに関する相談	フレンテみえ相談室	059-233-1133	○女性相談員対応日 火～日曜 9:00～12:00 火、金、土、日曜 13:00～15:30 木曜 17:00～19:00 月曜(祝日の場合のみ対応) 9:00～12:00 13:00～15:30 (年末年始、祝日(月曜が祝日の場合はその翌平日)を除く)
		059-233-1134	○男性相談員対応日 第1木曜 17:00～19:00 ○LGBT相談 第3金曜 13:00～19:00
人権に関する相談	三重県人権センター	059-233-5500	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 9:00～17:00
ひきこもり専門電話相談・ 依存症専門電話相談	こころの健康センター	059-253-7826	毎週水曜 (年末年始、祝日を除く) 13:00～16:00
自殺予防・自死遺族電話相談		059-253-7823	毎週月曜 (祝日の場合は火曜日、年末年始を除く) 13:00～16:00
計画していない妊娠等の悩み相談	妊娠SOSみえ 「妊娠レスキューダイヤル」	090-1478-2409	月・水曜 15:00～18:00 土曜 9:00～12:00 (年末年始、祝日を除く)
身体障がいに関する相談及び支援	障害者相談支援センター	059-236-0400	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
高次脳機能障がいに関する相談及び支援	身体障害者総合福祉センター	059-231-0802	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 8:30～17:15
労働に関するあらゆる困りごと相談	三重県労働相談室	059-213-8290 059-224-3110	月・水・金曜 9:00～17:00 火・木曜 9:00～19:00 (年末年始、祝日を除く)

相談内容	窓口名称	電話番号	受付時間
子どもの心やからだの問題、人間関係や生き方等に関する相談	教育相談	059-226-3729	月・水・金曜 9:00~21:00 火・木曜 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く)
いじめに関する相談	いじめ電話相談	059-226-3779	24時間対応
いじめやその他の子どものSOS全般に関する相談	24時間子どもSOSダイヤル	0120-0-78310	24時間対応
学校における体罰に関する相談	体罰に関する相談	059-228-0032	月・水・金曜 9:00~21:00 火・木曜 9:00~17:00 (年末年始、祝日を除く)
学校におけるセクシュアル・ハラスメントに関する相談	セクシュアル・ハラスメントに関する相談	059-226-3728	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 9:00~17:00
暴力団員による不当な行為等に関する相談	公益財団法人暴力追放三重県民センター	0120-31-8930 059-229-2140	月～金曜 (年末年始、祝日を除く) 9:00~16:00

三重県犯罪被害者等支援推進計画

令和元（2019）年 12 月

三重県環境生活部くらし・交通安全課

〒514-8570 津市広明町 13 番地

電 話：059-224-2664

F A X：059-224-3069

メール：anzen@pref.mie.lg.jp

ホームページ：http://www.pref.mie.lg.jp/SEIKOTU/HP/anzen/



三重県（犯罪被害者等支援）